

東京地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 消費税更正処分取消請求事件

国側当事者・国(大宮税務署長)

令和6年7月11日棄却・確定

判 決

原告	合同会社A
同代表者代表社員	甲
同訴訟代理人弁護士	加藤 久雄
被告	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
処分行政庁	大宮税務署長
	小宮 英一
同指定代理人	興水 将利
	青木 雄弥
	齋藤 隆宏
	角木 渉
	富山 智子
	ほか

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

大宮税務署長(以下「処分行政庁」という。)が令和3年7月9日付けで原告に対してした別紙1記載の各課税期間における消費税及び地方消費税の各更正処分のうち、別紙1記載の消費税及び地方消費税の各還付金額を下回る部分並びに上記各処分に伴う過少申告加算税の各賦課決定処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要等

雑貨等の輸出等を目的とした法人である原告は、平成30年10月期(平成30年10月1日から同月31日までの課税期間をいい、以下、他の課税期間も同様に表記する。)から令和元年11月期までの各課税期間(以下、併せて「本件各課税期間」という。)において、輸出目的で行ったとする雑貨等の課税仕入れに係る消費税額を課税標準に対する消費税額から控除してもなお不足があるとして、消費税及び地方消費税(以下、併せて「消費税等」という。)の還付を受けるための確定申告(以下「本件各確定申告」という。)をした。処分行政庁は、別紙2-1ないし2-14の仕入取引(以下「本件各仕入れ」と総称する。)については、本件各仕入れに係る領収証(以下「本件各領収証」と総称する。)及び原告の総勘定元帳(以下

「本件総勘定元帳」といい、本件各領収証と併せて「本件帳簿書類」という。)に記載された仕入先の氏名が真実と認められず、原告が消費税法30条7項本文に規定する「帳簿及び請求書等」を保存しているとは認められないから仕入税額控除を適用することができないなどとして、本件各課税期間の消費税等について各更正処分(以下「本件各更正処分」という。)をするとともに、これに伴う過少申告加算税の各賦課決定処分(以下「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と併せて「本件各処分」という。)をした。

本件は、原告が、被告を相手に、本件各処分の取消しを求める事案である。

1 関係法令等

本件に関する法令の定め概要は、別紙3のとおりである。

2 前提事実(以下、証拠番号は特に断りのない限り枝番を含む。)

(1) 原告について

原告は、平成26年10月●日、雑貨等の輸出等を目的として設立された内国法人である(乙3)。

(2) 申告等について

ア 原告は、平成26年11月14日、処分行政庁に対し、適用開始課税期間を同年10月1日から平成27年9月30日までとする消費税課税事業者選択届出書を提出した(乙4)。

イ 原告は、平成29年1月31日、処分行政庁に対し、同年2月1日から課税期間を1月ごとの期間に短縮する旨希望する消費税課税期間特例変更届出書を提出した(乙6)。

ウ 原告は、本件各課税期間に係る消費税等について、別紙4の「確定申告」欄のとおり、確定申告をした(乙7)。

(3) 本件各更正処分等について

処分行政庁は、本件各仕入れの消費税等に係る調査(以下「本件調査」という。)に基づき、本件帳簿書類に課税仕入れの相手方として記載された氏名はいずれも真実のものとは認められず、本件総勘定元帳には課税仕入れの相手方の氏名又は名称の記載がなく(消費税法30条8項1号イ)、また、本件各領収証には書類の作成者の氏名若しくは名称(同条9項1号イ)又は課税仕入れの相手方の氏名若しくは名称(同項2号ロ)の記載がないものと判断し、本件各仕入れは法定帳簿書類を保存しない場合(同条7項)に該当するから仕入税額控除を適用することができないなどとして、別紙4の「更正処分等」欄のとおり、令和3年7月9日付けで、本件各課税期間の消費税等について各更正処分(本件各更正処分)及びこれに伴う過少申告加算税の各賦課決定処分(本件各賦課決定処分)をした(乙13)。

(4) 再調査の請求及び審査請求について

ア 原告は、令和3年10月6日付けで、本件各処分を不服として、別紙4の「再調査の請求」欄のとおり、処分行政庁に対して再調査の請求をした。

処分行政庁は、令和4年1月12日付けで、別紙4の「再調査決定」欄のとおり、上記再調査の請求を棄却する旨の決定をした(甲1)。

イ 原告は、令和4年2月9日付けで、本件各処分を不服として、別紙4の「審査請求」欄のとおり、国税不服審判所長に対して審査請求をした。

国税不服審判所長は、令和5年1月24日付けで、別紙4の「審査裁決」欄のとおり、上記審査請求を棄却する旨の裁決をした(甲1)。

(5) 本件訴えの提起

原告は、令和5年7月28日、本件訴訟を提起した。

3 争点

本件の争点は、本件各仕入れに係る消費税額について仕入税額控除が適用されるか否かであり、具体的には以下のとおりである。

(1) 本件帳簿書類は法定帳簿書類に該当するか(争点1)

(2) 原告の事業は再生資源卸売業に準ずるもの(消費税法施行令49条2項)に該当するか(争点2)

(3) 法定帳簿書類の保存がない場合であっても、本件各仕入れが実際に行われたことを理由として仕入税額控除が適用されるか(争点3)

4 争点に関する当事者の主張の要旨

争点に関する当事者の主張の要旨は、以下のとおりである。また、被告が主張する課税の根拠及び計算は別紙5のとおりであるところ、原告は、前記3において争点となっている点を除き、これを争うことを明らかにしていない。

(1) 争点1(本件帳簿書類は法定帳簿書類に該当するか)について

(被告の主張の要旨)

消費税法30条8項及び9項によれば、法定帳簿書類には、仕入れの相手方の真実の氏名又は名称が記載されていることを要する。

ここで、本件各仕入れの相手方は、本件帳簿書類にその旨記載された氏名の者(以下「本件各名義人」という。)であると解されるため、本件帳簿書類が法定帳簿書類に該当するためには、本件各名義人の氏名が真実のものである必要がある。

しかるに、本件調査の結果によれば、本件各領収証に記載された本件各名義人の住所地(以下「本件各対象住所地」という。)における本件各名義人の居住又は所在(以下「居住等」という。)の事実を確認することができず、また、本件各領収証に記載された本件各名義人の電話番号(以下「本件各対象電話番号」という。)に係る本件各名義人の契約等の事実も確認することができなかった。加えて、本件各対象住所地における居住等の事実(過去の一時点におけるものを含む。)がうかがわれる者(以下「本件各対象住所地居住者」という。)も、本件各対象電話番号について通信会社と契約し若しくは過去に契約していたとみられる者又は上記の者から当該電話の貸与を受けた使用者(以下、併せて「本件各対象電話番号契約者等」という。)も、原告との本件各仕入れに係る取引の存在を否定した。

以上によれば、本件各名義人の氏名は真実のものであるとはいえないため、本件帳簿書類は法定帳簿書類に該当しない。

(原告の主張の要旨)

被告は、本件調査の結果をもって、本件帳簿書類に記載された本件各名義人の氏名が真実でない旨主張するが、以下のとおり、立証不十分である。

ア 原告の仕入先の多数の中国人であるところ、各中国人は数名でグループを作り、その内の1名が、各中国人が小売店から購入した雑貨等をまとめて原告の下に運搬する形で、本件各仕入れが行われている(以下、実際に小売店から購入した者を「実際の購入者ら」ということがある。)

そして、上記仕入先は、原告との取引において自己の所属するグループの代表者の氏名

を繰り返し用いていたため、本件各領収証に記載された本件各名義人の氏名は、仕入れの相手方の真実の氏名と扱われるべきである。

また、「乙」（別紙８別表の一連番号１６）はグループの代表者の氏名であるところ、同人は在留資格の関係で就労時間に制限があったことから、原告との取引に当たり、同じグループに所属していた●●こと丙の住所及び電話番号を繰り返し用いていたため、「乙」は、仕入れの相手方の真実の氏名である。

その他、本件各名義人の氏名が、仕入れの相手方の通称名である可能性も存在する。

イ 中国人の中には日本での納税に消極的な者も少なからず存在し、本件調査に際して素直に自らの真実の氏名又は名称を回答しないことも考えられるため、本件調査の結果によっては、本件各領収証に記載された本件各名義人の氏名が真実でないものとはいえない。

ウ 本件各対象住所地の地番に誤記があったとしても、必ずしも本件各領収証に記載された本件各名義人の氏名が真実でないものとは限らない。

（２）争点２（原告の事業は再生資源卸売業に準ずるもの（消費税法施行令４９条２項）に該当するか）について

（原告の主張の要旨）

本件各仕入れは、一見するとそれぞれ１名の個人からの仕入れに見えるが、前記（１）のとおり、当該各個人の背後には極めて多数の実際の購入者らが存在している。そして、各グループの代表者も、実際の購入者らの氏名や人数を把握していないのであって、実際の購入者らは多種多様な不特定多数の者であるといえる。また、その取引金額もさほど高額には至らない場合がほとんどである。

そうすると、原告の事業は、不特定かつ多数の者と取引を行うものであり、かつ、取引価格も少額である点で再生資源卸売業に準ずるもの（消費税法施行令４９条２項）に該当することになるから、原告は、法定帳簿書類における課税仕入れの相手方の氏名又は名称の記載を省略することができるものというべきである。

（被告の主張の要旨）

本件各名義人の背後に不特定多数の実際の購入者らが存在しており、その取引金額もさほど高額には至らない場合がほとんどであるとの原告の主張を裏付けるに足りる証拠の存在は認められない。また、本件帳簿書類の記載や原告の経理担当者の供述内容からすれば、原告は、本件各名義人本人が本件各仕入れの相手方であると認識していたものと認められ、不特定かつ多数の者から課税仕入れを行っていたものとは認められない。そうすると、原告の事業は再生資源卸売業に準ずるもの（消費税法施行令４９条２項）には当たらない。

なお、仮に本件各名義人の背後に実際の購入者らが存在するのであれば、本件各名義人は「媒介又は取次ぎに係る業務を行う者」に該当し得るため、原告は法定帳簿書類に本件各名義人の氏名又は名称を記載しなければならないが（消費税法３０条９項１号、消費税法施行令４９条３項）、前記（１）のとおり、本件各名義人の氏名又は名称は真実のものであるとは認められない。

（３）争点３（法定帳簿書類の保存がない場合であっても、本件各仕入れが実際に行われたことを理由として仕入税額控除が適用されるか）について

（原告の主張の要旨）

法定帳簿書類の保存は、真に課税仕入れが存在するかを確認するための手段として要求さ

れているものであり、仮に法定帳簿書類の保存が認められない場合であっても、他の証拠により真に課税仕入れが存在すると認められる場合には、仕入税額控除を認めるべきであり、このように解することが消費税法の趣旨にも合致する。

本件において、原告は、仕入れた雑貨等の全てを中国に輸出しているところ、輸出に当たり、仕入れた雑貨等は種類と数量を明示した上で税関の検査を受けており、当該輸出時の書類に記載された内容は、本件各領収証の記載内容と一致する。

よって、本件においては、真に課税仕入れが存在すると認められるため、本件各仕入れについては、仕入税額控除が認められるべきである。

(被告の主張の要旨)

事業者が仕入税額控除を受けるためには、課税仕入れが行われ、かつ、当該課税仕入れの事実を証明するための法定帳簿書類が保存されていることが必要であるため（消費税法30条7項）、課税仕入れが存在しさえすれば仕入税額控除を受けられるというものではない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

(1) 本件帳簿書類について

原告は、本件総勘定元帳の「仕入高」勘定に、国内において行った雑貨等の仕入れ（本件各仕入れ）に係る仕入年月日及び仕入金額を記載し、「摘要」欄や「補助科目」欄に仕入先の氏名（氏のみのものも一部含まれる。以下同じ。）等を記載していた（乙8）。

(2) 本件調査の結果について

本件各仕入れの消費税等に係る調査（本件調査）の結果は、要旨、以下のとおりであった。

ア 原告の経理担当者の聴取調査結果について

原告の経理等を担当していた丁（以下「本件経理担当者」という。）は、原告における仕入れの流れについて、以下のとおり述べた（乙2、9）。

(ア) 本件経理担当者は、初めて取引を行う仕入先とは直接会って契約を締結しており、その際、仕入先から提示を受けた名刺に基づき、仕入先の氏名、住所及び電話番号を住所録に記載し、仕入先に印鑑を押してもらう。

(イ) 2度目以降の取引は、上記仕入先に対し、原告が注文を受けた商品について●●というメッセージアプリで（原告への納品を）呼び掛けるなどして行う。

(ウ) 仕入取引に係る領収証については、仕入先が作成する場合と本件経理担当者が作成する場合があるが、本件経理担当者が作成する場合には、上記（ア）の住所録に基づいて仕入先の氏名、住所及び電話番号を記載する。

(エ) 本件経理担当者は、商品が倉庫に搬入された際、中身を確認し、仕入先に対して代金を支払うが、この時、領収証に仕入先の印鑑を押してもらい、その控えを仕入先に対して交付する。原告においては、領収証が納品書を兼ねている。

(オ) 本件経理担当者としては、仕入先は上記（ア）の住所録に記載された者であり、領収証に記載された氏名、住所及び電話番号は真実のものであると認識している。

イ 本件帳簿書類に係る調査について

本件帳簿書類に係る調査の方法及び結果は、別紙8のとおりである（乙10、12）。

2 争点1（本件帳簿書類は法定帳簿書類に該当するか）について

(1) 法定帳簿書類の保存の意義

消費税法は、いわゆる申告納税制度を採用し、事業者が税額を算定するのに必要な資料に基づいて適正な申告による納税を行うこととしているが、かかる納税方式の下では、納税義務者のする申告が事実に基づいて適正に行われることが肝要であり、必要に応じて税務職員がこの点を確認することができなければならない。

そこで、消費税法30条7項は、法定帳簿書類が税務職員による検査の対象となり得ることを前提として、事業者が国内において行った課税仕入れに関し、同条8項1号所定の事項が記載されている帳簿及び同条9項各号所定の事項が記載されている請求書等を保存している場合において、税務職員がそのいずれかを検査することにより課税仕入れの事実を調査することが可能であるときに限り、仕入税額控除に係る同条1項を適用することができることを明らかにするものであると解される。これは、消費税法施行令50条1項が、帳簿書類の保存年限を税務当局において課税権限を行使し得る最長期間である7年（通則法70条5項（ただし、本件各課税期間においては同条4項）、74条の2第1項3号参照）と定め、その保存場所を納税地等に限っていることとも符合するところである。

そして、帳簿書類に記載されている課税仕入れに係る消費税額は、前段階の取引の相手方が誰であるかが特定されて初めて適正かつ正確であるか否かを確認することができるため、消費税法30条8項及び9項が、帳簿書類に課税仕入れに係る取引の内容のみならず、仕入れの相手方ないしその取引において媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（以下、仕入れの相手方と消費税法30条9項1号及び消費税法施行令49条3項所定の「媒介又は取次ぎに係る業務を行う者」とを併せて「（仕入れの）相手方等」ということがある。）の氏名又は名称の記載を求めたのは、仕入税額控除の対象となる課税仕入れの相手方等及びその内容を特定させて、仕入税額控除の信頼性、正確性を担保しようとしたものであると解される。このことからすれば、法定帳簿書類における課税仕入れの相手方等の氏名又は名称の記載は、真実のものであることが原則であり、少なくとも、相手方等を示す屋号であるなどその者を特定し得るものである必要があるというべきである。

（2）検討

ア 原告が本件各仕入れに係る消費税法30条9項所定の請求書等（法定請求書等）であると主張する書類は本件各領収証であるところ、本件各領収証には、本件各名義人の氏名のほか、住所（本件各対象住所地）及び電話番号（本件各対象電話番号）が記載されている（ただし、別紙8別表の一連番号7に係る本件各領収証には、電話番号の記載はない。）。そして、本件各領収証において、氏名、住所及び電話番号は一体として記載されており、いずれも当然に当該仕入れの相手方等を特定する趣旨で記載されているものと解される。しかるに、本件調査の結果によれば、本件各領収証の中には、①同一の氏名が記載されているにもかかわらず異なる住所ないし電話番号が記載されたものや、同一の住所ないし電話番号が記載されているにもかかわらず異なる氏名が記載されているものが複数存在していること、②氏名、住所及び電話番号が一対一対応の関係で記載されたものについても、その氏名の者の本件各対象住所地における居住等の事実及び本件各対象電話番号に係る契約等の事実の双方を確認することができた事例はなかったこと、③本件各対象住所地居住者及び本件各対象電話番号契約者等の中に本件各仕入れに係る取引を行った旨述べた者はいなかったことが明らかとなっている。

加えて、原告が本件各仕入れに係る消費税法30条8項所定の帳簿（法定帳簿）である

と主張する帳簿は本件総勘定元帳であるところ、本件総勘定元帳にも、本件各領収証における氏名（一部については電話番号を含む。）の記載があるのみであった（乙8）。

以上によれば、本件帳簿書類によっても本件各仕入れの相手方等は不明というほかはなく、本件帳簿書類に、本件各課税期間における課税仕入れの相手方等を特定し得る真実の氏名又は名称が記載されているものとは認められない。したがって、相手方等とされる者の氏名等が形式的には記載されているものの、本件帳簿書類は、法30条7項で保存が要求されている法定帳簿書類には該当しないものというべきである。

イ（ア）これに対し、原告は、①仕入先は、原告との取引に当たり、自己の所属するグループの代表者の氏名を繰り返し用いていたため、本件各領収証に記載された氏名は、仕入れの相手方等の真実の氏名が記載されたものといえる、②別紙8別表の一連番号16につき、「乙」はグループの代表者の氏名であるところ、同人は在留資格の関係で就労時間に制限があったことから、原告との取引時に、同じグループに所属していた●●こと丙の住所及び電話番号を繰り返し用いていたため、「乙」は真実の氏名である、③本件各名義人の氏名又は名称は仕入先（本件各対象住所地居住者ないし本件各対象電話番号契約者等）の通称名である可能性があるため、本件帳簿書類に記載された本件各名義人の氏名は真実でない旨の被告の主張は、立証不十分であるなどと主張する。

（イ）しかしながら、消費税法30条7項が、税務職員が課税仕入れの事実に係る調査をするための資料として帳簿書類の保存を義務付け、その保存を欠く課税仕入れに係る消費税額については仕入税額控除をしない旨定めているものと解されることからすれば、法定帳簿書類は、通則法74条の2第1項3号に基づく税務職員による検査に当たり、適時に仕入れの相手方等の氏名又は名称を特定し、課税仕入れの事実を確認することのできる形で保存されている必要があるものと解すべきであるところ、本件帳簿書類それ自体において本件各仕入れの相手方等が不明といわざるを得ないことは、前記アのとおりである。このことは、本件帳簿書類の体裁は同様であるにもかかわらず、本件各仕入れの相手方等は、本件各対象住所地居住者ないし本件各対象電話番号契約者等である場合（前記（ア）①及び③）と本件各名義人である場合（前記（ア）②）とがあるとの原告の前記主張自体からも明らかである。そして、本件経理担当者は、本件調査時に、本件各領収証に記載された氏名、住所及び電話番号は真実であると認識している旨を述べるのみであって、本件各仕入れの相手方等が前記（ア）①ないし③に当たるなどという説明をすることもなかったというのである。そうすると、本件帳簿書類は、税務職員による検査（本件調査）に当たり、適時に仕入れの相手方等の氏名又は名称を特定し、課税仕入れの事実を確認することのできる形で保存されたものではなかったものというほかはない。

以上によれば、原告の前記（ア）の主張を踏まえても、本件帳簿書類は法30条7項で保存が要求されている帳簿書類には該当しないものというべきである。

（ウ）なお、原告は、前記（ア）①の主張を裏付ける証拠として、乙第19号証の存在を指摘するところ、乙第19号証は、別紙8別表の一連番号14及び61の1に係る本件各領収証と同一の住所及び電話番号の記載された領収証の控えにつき、「戊」（一連番号14。以下「戊氏」という。）並びに「B」及び「C」（一連番号61の1。以下、

両者を併せて「B氏」という。)が、それぞれ、原告から当該領収証の控えを受領した旨を記載し、署名したものである。

しかしながら、戊氏は、本件各仕入れに係る領収証の控えを1枚も保管しておらず、上記記載は裏付けを欠くものである上に、本件調査においては本件各仕入れを行ったことを否定している。また、B氏は、本件各仕入れに係る領収証の控えを保管していたというのであるが、その枚数は1枚のみである上に、やはり本件調査においては本件各仕入れを行ったことを否定しており(乙10の22、乙10の60)、D株式会社に関する税務職員による検査においては、税理士から領収証に記載されている取引をしたことにするよう依頼され、Cにおいて印鑑を押した旨述べていることすら認められる(乙10の22)。以上によれば、乙第19号証における戊氏らの上記記載内容を直ちに信用することはできない。

加えて、乙第19号証添付の各領収証には、原告による仕入れの際にその控えを原告から受領した旨が記載されているのみであって、上記領収証記載の氏名(戊氏に係る領収書については「E」、B氏に係る領収証については「F」と自己の氏名が一致しない理由についての説明は一切記載されていない。そして、乙第19号証に添付された領収証のうち、戊氏に係るものはその時期からみて本件各仕入れにおける領収証ではない。B氏に係る領収証についてみても、本件各領収証のうちB氏の住所及び電話番号が記載されたものには、「F」との名義が記載されたものと「G」との名義が記載されたものとが混在している(別紙8別表の一連番号23の3、同61の1)。

これらのことからすれば、本件各領収証の中に乙第19号証に添付された領収証と同一の住所及び電話番号が記載されているものがあるとしても、当該領収証に係る仕入れの相手方等が戊氏ないしB氏であるか否かは明らかでないというほかはなく、上記証拠を踏まえても、本件帳簿書類に本件各仕入れの真実の取引の相手方等が記載されていたものと認めるには到底足りないというべきである。

(エ) 以上によれば、原告の前記(ア)の主張は採用することができない。

ウ(ア) また、原告は、日本で生活する中国人の中には、日本では納税に消極的な者も少なからず存在し、調査に対して素直に自らの真実の氏名又は名称を回答しないことも考えられる旨主張する。

(イ) しかしながら、本件調査において、本件各対象住所地居住者ないし本件各対象電話番号契約者等の氏名と本件各名義人の氏名が異なることは、調査対象者に質問するまでもなく、住民基本台帳の閲覧や本件各対象住所地に臨場して表札を確認するなどの客観的な調査により明らかとなっている。また、本件各対象住所地居住者及び本件各対象電話番号契約者等のうち、税務職員による調査に対し、自らの氏名を一切述べなかった者の存在は認められない。

これらのことからすれば、原告の前記主張は、抽象的な可能性を指摘するものにすぎず、前記アの判断を左右するものではない。

エ(ア) さらに、原告は、本件各対象住所地の記載に誤記がある可能性がある旨主張する。

(イ) しかしながら、本件担当職員は、本件各対象住所地のうち誤記の可能性があるものにつき、正しいと思われる住所地がある場合には当該住所地について本件各名義人の居住等が認められるか否か調査を行うなどしている上に、本件各対象電話番号の契約

内容についての調査等も行っているのであるから（なお、本件各領収証のうち別紙8別表の一連番号7に係るものには電話番号の記載がなかったものの、当該領収証に記載された住所地と同一住所が記載された領収証記載の電話番号の契約者等に対して本件各調査事項を直接聴取している。）、本件各対象住所地の記載に誤記がある可能性があるとしても、そのことは、前記アの判断を左右するものではない。

3 争点2（原告の事業は再生資源卸売業に準ずるもの（消費税法施行令49条2項）に該当するか）について

原告は、本件各名義人はグループの代表者であり、その背後には不特定多数の実際の購入者がいるため、原告の事業は「不特定かつ多数の者から課税仕入れを行う事業で再生資源卸売業に準ずるもの」（消費税法施行令49条2項）に該当し、法定帳簿における課税仕入れの相手方の氏名又は名称の記載を省略することが可能である旨主張する。

ここで、再生資源卸売業につき相手方の氏名又は名称の記載の省略が許されているのは、その通常の事業形態として課税仕入れの相手方が不特定かつ多数の一般消費者であり個々の取引額も少額であるため、個々の課税仕入れの相手方の氏名又は名称の記載を求めることは酷であるという事情を考慮したものであると解される。そうすると、消費税法施行令49条2項に規定する再生資源卸売業に準ずるものとは、当該業種の通常の形態として、課税仕入れに係る相手方が不特定かつ多数の者であり取引の価格も少額である等、個々の取引の相手方の氏名又は名称を帳簿に記載することを要求することが酷であると認められるような業種をいうものと解すべきである。

しかしながら、本件各名義人の背後に不特定多数の実際の購入者が存在することを裏付ける証拠は存在しないから、原告の上記主張はその前提を欠くものというほかはない。なお、仮に原告の上記主張を前提としたとしても、本件調査の結果によれば、本件経理担当者は、取引に際しては本件各名義人に対して主に●●で呼び掛けを行うものの、一度は直接対面して契約を締結していたというのであって（認定事実（2）ア）、このような取引形態であれば、実際の購入者らと直接取引する場合であっても、これらの者が不特定かつ多数の一般消費者であるとは認められず、その代表者と取引する場合であっても、当該代表者は「媒介又は取次ぎに係る業務を行う者」に該当し得るものであり、法定帳簿に課税仕入れの相手方の氏名又は名称に代えて当該代表者の氏名又は名称を記載することができるのであるから（消費税法30条8項1号、消費税法施行令49条3項）、当該代表者又は実際の購入者らの氏名又は名称を帳簿に記載することを要求することが酷であるとはいえない。

したがって、いずれにせよ、原告の本件各仕入れに係る事業が再生資源卸売業に準ずるものに該当すると解することはできないものというべきである。

4 争点3（法定帳簿書類の保存がない場合であっても、本件各仕入れが実際に行われたことを理由として仕入税額控除が適用されるか）について

原告は、法定帳簿書類が保存されていない場合であっても、他の証拠により真に課税仕入れが存在すると認められる場合には仕入税額控除が適用されるべきである旨主張する。

しかしながら、税関の検査から明らかになるのはせいぜい原告が輸出した雑貨等の種類と数量にすぎず、それらが本件帳簿書類に記載されたとおりの仕入先からその価格で仕入れたものである事実を裏付けるに足るものではない。この点をおくとしても、前記2（1）のとおり、申告納税制度の下では、納税義務者のする申告が事実に基づいて適正に行われること

が肝要であり、必要に応じて税務職員がこの点を確認することができなければならない。消費税法30条7項は、そのための制度として、税務職員が課税仕入れに係る帳簿及び請求書等进行检查し、課税仕入れの事実を調査することが可能であるときに限り、同条1項を適用することができることを明らかにしたものと解されるのであって、このような同条7項の趣旨及び目的に照らせば、同項が規定する「帳簿又は請求書等を保存しない場合」に該当するにもかかわらず、他の資料により課税仕入れを認定することは、同項に反し許されないものというべきである。

したがって、原告の上記主張は、採用することができない。

5 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第51部

裁判長裁判官 岡田 幸人

裁判官 村井 壮太郎

裁判官 藤本 思帆音

(別紙1)

課税期間	消費税の 還付金額	地方消費税 の還付金額	消費税の 更正処分	地方消費税 の更正処分	過少申告 加算税
平成 30 年 10 月 1 日～同月 31 日	23,531,732	6,349,832	781,644	210,919	4,307,000
平成 30 年 11 月 1 日～同月 30 日	22,862,849	6,169,340	748,532	201,984	4,187,000
平成 30 年 12 月 1 日～同月 31 日	29,939,224	8,078,838	24,868	6,710	5,672,000
平成 31 年 1 月 1 日～同月 31 日	17,775,456	4,796,551	17,480	4,716	3,356,000
平成 31 年 2 月 1 日～同月 28 日	12,054,983	3,252,931	20,408	5,506	2,267,000
平成 31 年 3 月 1 日～同月 31 日	18,944,585	5,112,030	433,113	116,871	3,500,000
平成 31 年 4 月 1 日～同月 30 日	8,679,367	2,342,051	21,138	5,703	1,623,500
令和元年 5 月 1 日～同月 31 日	6,406,650	1,728,778	436,885	117,889	1,112,000
令和元年 6 月 1 日～同月 30 日	3,853,491	1,039,830	879,336	237,281	540,500
令和元年 7 月 1 日～同月 31 日	4,138,464	1,116,728	148,079	39,957	734,000
令和元年 8 月 1 日～同月 31 日	5,323,984	1,436,630	1,111,892	300,034	776,000
令和元年 9 月 1 日～同月 30 日	1,116,878	301,379	360,827	97,366	119,000
令和元年 10 月 1 日～同月 31 日	1,795,604	504,962	129,457	35,023	294,500
令和元年 11 月 1 日～同月 30 日	4,128,299	1,164,337	800,036	225,596	614,000

関係法令等の定め概要

1 仕入税額控除

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号。ただし、平成 28 年法律第 15 号による改正前のもの。特に断りのない限り、以下同じ。）30 条 1 項（1 号に係る部分。ただし、令和元年 9 月 30 日以前に行う課税仕入れについては、平成 24 年法律第 68 号による改正前のもの。）によれば、事業者（9 条 1 項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が国内において行う課税仕入れについては、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額（45 条 1 項 2 号）から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額が控除される。

2 法定帳簿書類の保存

消費税法 30 条 7 項本文によれば、同条 1 項の規定は、事業者が当該課税期間の課税仕入れの税額の控除に係る帳簿（以下「法定帳簿」という。）及び請求書等（以下「法定請求書等」といい、法定帳簿と併せて「法定帳簿書類」という。）を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れの税額については適用されない。

3 法定帳簿の記載事項

(1) 消費税法 30 条 8 項柱書き及び同項 1 号によれば、法定帳簿は、①課税仕入れの相手方の氏名又は名称（同号イ）、②課税仕入れを行った年月日（同号ロ）、③課税仕入れに係る資産又は役務の内容（同号ハ）及び④課税仕入れに係る支払対価の額（同号ニ）が記載されている帳簿をいう。

(2) ただし、消費税法施行令 49 条（ただし、平成 30 年政令第 135 号による改正前のもの。同条について以下同じ。）2 項によれば、再生資源卸売業その他不特定かつ多数の者から課税仕入れを行う事業で再生資源卸売業に準ずるものに係る課税仕入れについては、(1)記載の各事項のうち①は、その記載を省略

することができる。

- (3) なお、消費税法施行令49条3項によれば、卸売市場においてせり売又は入札の方法により行われる課税仕入れその他の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者を介して行われる課税仕入れについては、(1)記載の各事項のうち①は、当該事項に代えて当該媒介又は取次ぎに係る業務を行う者の氏名又は名称とすることができる。

4 法定請求書等の記載事項

消費税法30条9項によれば、法定請求書等は、次に掲げる書類及び電磁的記録をいう。

- (1) 事業者に対し課税資産の譲渡等を行う他の事業者（当該課税資産の譲渡等が卸売市場においてせり売又は入札の方法により行われるものその他の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者を介して行われるものである場合には、当該媒介又は取次ぎに係る業務を行う者）が、当該課税資産の譲渡等につき当該事業者に交付する請求書、納品書その他これらに類する書類で次に掲げる事項（当該課税資産の譲渡等が小売業、飲食店業、写真業、旅行業その他これらの事業に類する事業で不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行うものである場合には、①から④までに掲げる事項）が記載されているもの（同項1号）

① 書類の作成者の氏名又は名称（同号イ）

② 課税資産の譲渡等を行った年月日（課税期間の範囲内で一定の期間内に行った課税資産の譲渡等につきまとめて当該書類を作成する場合には、当該一定の期間）（同号ロ）

③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（同号ハ）

④ 課税資産の譲渡等の対価の額（当該課税資産の譲渡等に係る消費税等の額に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む。）（同号ニ）

⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称（同号ホ）

- (2) 事業者がその行った課税仕入れにつき作成する仕入明細書、仕入計算書その

他これらに類する書類で次に掲げる事項が記載されているもの（当該書類に記載されている事項につき、当該課税仕入れの相手方の確認を受けたものに限る。）（同項２号）

- ① 書類の作成者の氏名又は名称（同号イ）
- ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称（同号ロ）
- ③ 課税仕入れを行った年月日（課税期間の範囲内で一定の期間内に行った課税仕入れにつきまとめて当該書類を作成する場合には、当該一定の期間）（同号ハ）
- ④ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容（同号ニ）
- ⑤ ３０条１項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額（同号ホ）

5 法定帳簿書類の保存期間

消費税法施行令５０条１項（ただし、令和４年政令第１３９号による改正前のもの）本文によれば、消費税法３０条１項の規定の適用を受けようとする事業者は、法定帳簿書類を整理し、法定帳簿についてはその閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日、法定請求書等についてはその受領した日の属する課税期間の末日の翌日から２月を経過した日から７年間、これを納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない。

消費税等に係る課税処分等の経緯

別紙4

(単位:円)

課税期間	区	分	確定申告	更正処分等	再調査の請求	再調査決定	審査請求	審査裁決	
平成30年10月課税期間	年	月	日	平成30年11月30日	令和3年7月9日	令和3年10月6日	令和4年1月12日	令和4年2月9日	令和5年1月24日
	課税標準額			0	0	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	消費税額			0	0				
	控除対象仕入税額			23,531,732	781,644				
	納付すべき消費税額			△ 23,531,732	△ 781,644				
	納付すべき地方消費税額			△ 6,349,832	△ 210,919				
	過少申告加算税の額				4,307,000				
平成30年11月課税期間	年	月	日	平成31年2月24日	令和3年7月9日	令和3年10月6日	令和4年1月12日	令和4年2月9日	令和5年1月24日
	課税標準額			0	0	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	消費税額			0	0				
	控除対象仕入税額			22,862,849	748,532				
	納付すべき消費税額			△ 22,862,849	△ 748,532				
	納付すべき地方消費税額			△ 6,169,340	△ 201,984				
	過少申告加算税の額				4,187,000				
平成30年12月課税期間	年	月	日	平成31年3月13日	令和3年7月9日	令和3年10月6日	令和4年1月12日	令和4年2月9日	令和5年1月24日
	課税標準額			0	0	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	消費税額			0	0				
	控除対象仕入税額			29,939,224	24,868				
	納付すべき消費税額			△ 29,939,224	△ 24,868				
	納付すべき地方消費税額			△ 8,078,838	△ 6,710				
	過少申告加算税の額				5,672,000				
平成31年1月課税期間	年	月	日	平成31年3月13日	令和3年7月9日	令和3年10月6日	令和4年1月12日	令和4年2月9日	令和5年1月24日
	課税標準額			0	0	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	消費税額			0	0				
	控除対象仕入税額			17,775,456	17,480				
	納付すべき消費税額			△ 17,775,456	△ 17,480				
	納付すべき地方消費税額			△ 4,796,551	△ 4,716				
	過少申告加算税の額				3,356,000				
平成31年2月課税期間	年	月	日	平成31年3月22日	令和3年7月9日	令和3年10月6日	令和4年1月12日	令和4年2月9日	令和5年1月24日
	課税標準額			0	0	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	消費税額			0	0				
	控除対象仕入税額			12,054,983	20,408				
	納付すべき消費税額			△ 12,054,983	△ 20,408				
	納付すべき地方消費税額			△ 3,252,931	△ 5,506				
	過少申告加算税の額				2,267,000				
平成31年3月課税期間	年	月	日	令和元年6月19日	令和3年7月9日	令和3年10月6日	令和4年1月12日	令和4年2月9日	令和5年1月24日
	課税標準額			0	0	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	消費税額			0	0				
	控除対象仕入税額			18,944,585	433,113				
	納付すべき消費税額			△ 18,944,585	△ 433,113				
	納付すべき地方消費税額			△ 5,112,030	△ 116,871				
	過少申告加算税の額				3,500,000				
平成31年4月課税期間	年	月	日	令和元年7月3日	令和3年7月9日	令和3年10月6日	令和4年1月12日	令和4年2月9日	令和5年1月24日
	課税標準額			0	0	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	消費税額			0	0				
	控除対象仕入税額			8,679,367	21,138				
	納付すべき消費税額			△ 8,679,367	△ 21,138				
	納付すべき地方消費税額			△ 2,342,051	△ 5,703				
	過少申告加算税の額				1,623,500				

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

(単位：円)

課税期間	区分	確定申告	更正処分等	再調査の請求	再調査決定	審査請求	審査裁決
令和元年5月課税期間	年 月 日	令和元年7月3日	令和3年7月9日	令和3年10月6日	令和4年1月12日	令和4年2月9日	令和5年1月24日
	課税標準額	0	0	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	消費税額	0	0				
	控除対象仕入税額	6,406,650	436,885				
	納付すべき消費税額	△ 6,406,650	△ 436,885				
	納付すべき地方消費税額	△ 1,728,778	△ 117,889				
	過少申告加算税の額		1,112,000				
令和元年6月課税期間	年 月 日	令和元年7月29日	令和3年7月9日	令和3年10月6日	令和4年1月12日	令和4年2月9日	令和5年1月24日
	課税標準額	0	0	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	消費税額	0	0				
	控除対象仕入税額	3,853,491	879,336				
	納付すべき消費税額	△ 3,853,491	△ 879,336				
	納付すべき地方消費税額	△ 1,039,830	△ 237,281				
	過少申告加算税の額		540,500				
令和元年7月課税期間	年 月 日	令和元年8月22日	令和3年7月9日	令和3年10月6日	令和4年1月12日	令和4年2月9日	令和5年1月24日
	課税標準額	0	0	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	消費税額	0	0				
	控除対象仕入税額	4,138,464	148,079				
	納付すべき消費税額	△ 4,138,464	△ 148,079				
	納付すべき地方消費税額	△ 1,116,728	△ 39,957				
	過少申告加算税の額		734,000				
令和元年8月課税期間	年 月 日	令和元年9月13日	令和3年7月9日	令和3年10月6日	令和4年1月12日	令和4年2月9日	令和5年1月24日
	課税標準額	0	0	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	消費税額	0	0				
	控除対象仕入税額	5,323,984	1,111,892				
	納付すべき消費税額	△ 5,323,984	△ 1,111,892				
	納付すべき地方消費税額	△ 1,436,630	△ 300,034				
	過少申告加算税の額		776,000				
令和元年9月課税期間	年 月 日	令和元年12月2日	令和3年7月9日	令和3年10月6日	令和4年1月12日	令和4年2月9日	令和5年1月24日
	課税標準額	0	0	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	消費税額	0	0				
	控除対象仕入税額	1,116,878	360,827				
	納付すべき消費税額	△ 1,116,878	△ 360,827				
	納付すべき地方消費税額	△ 301,379	△ 97,366				
	過少申告加算税の額		119,000				
令和元年10月課税期間	年 月 日	令和元年12月7日	令和3年7月9日	令和3年10月6日	令和4年1月12日	令和4年2月9日	令和5年1月24日
	課税標準額	0	0	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	消費税額	0	0				
	控除対象仕入税額	1,795,604	129,457				
	納付すべき消費税額	△ 1,795,604	△ 129,457				
	納付すべき地方消費税額	△ 504,962	△ 35,023				
	過少申告加算税の額		294,500				
令和元年11月課税期間	年 月 日	令和元年12月21日	令和3年7月9日	令和3年10月6日	令和4年1月12日	令和4年2月9日	令和5年1月24日
	課税標準額	0	0	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	消費税額	0	0				
	控除対象仕入税額	4,128,299	800,036				
	納付すべき消費税額	△ 4,128,299	△ 800,036				
	納付すべき地方消費税額	△ 1,164,337	△ 225,596				
	過少申告加算税の額		614,000				

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

被告の主張する課税の根拠及び計算

1 本件各更正処分の根拠

被告が本件において主張する原告の本件各課税期間の消費税等に係る課税標準額、納付すべき消費税額及び納付すべき譲渡割額(地方消費税額)は、次のとおりである。

(1) 平成30年10月期における更正処分の根拠

ア 課税標準額(別紙6-1①欄) 0円

上記金額は、平成30年10月期の消費税等の確定申告書の①「課税標準額」欄(乙7の1・1枚目)に記載された金額と同額である。

イ 課税標準額に対する消費税額(別紙6-1②欄) 0円

上記金額は、平成30年10月期の消費税等の確定申告書の②「消費税額」欄(乙7の1・1枚目)に記載された金額と同額である。

ウ 控除対象仕入税額(別紙6-1④欄、別紙7-1⑩欄) 78万1644円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)の金額を減算した金額に、消費税法30条1項の規定に基づき108分の6.3を乗じて計算した金額を同条2項1号に定める方法により計算した課税仕入れに係る税額である。

なお、原告の課税期間の月数は1月であるところ、当該課税期間の課税資産の譲渡等の対価の額に12を乗じて計算した額が5億円を超えることから(同条6項)、同条2項1号に定める方法により控除対象仕入税額を計算することとなる(後記(2)ないし(11)及び(14)の「控除対象仕入税額」において同じ。)。

(ア) 申告による課税仕入れに係る支払対価の額(別紙7-1⑧欄)

4億0340万1129円

上記金額は、平成30年10月期の消費税等の確定申告書に添付された

付表 2 の⑧「課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)」欄(乙 7 の 1・2 枚目)に記載された金額と同額である。

(イ) 課税仕入れに係る支払対価の額から減算すべき金額(別紙 7-1 ⑨欄)

3 億 9 0 0 0 万 1 5 1 7 円

上記金額は、消費税法 30 条 7 項に規定する法定帳簿書類を保存しない場合に当たるため、課税仕入れに係る支払対価の額に含まれない金額であり、別紙 2-1 の「④税込金額」欄の合計金額である。

エ 控除不足還付税額(別紙 6-1 ⑧欄) 7 8 万 1 6 4 4 円

上記金額は、前記ウの金額から前記イの金額を減算した金額である。

オ 既に還付の確定した消費税額(別紙 6-1 ⑩欄) 2 3 5 3 万 1 7 3 2 円

上記金額は、平成 30 年 10 月期の消費税等の確定申告書の⑧「控除不足還付税額(⑦-②-③)」欄(乙 7 の 1・1 枚目)に記載された金額と同額である。

カ 差引納付すべき消費税額(別紙 6-1 ⑪欄) 2 2 7 5 万 0 0 0 0 円

上記金額は、前記オの金額から前記エの金額を減算した金額(国税通則法(以下単に「通則法」という。) 119 条 1 項の規定に基づき 100 円未満の端数を切り捨てた後の金額。後記(2)ないし(4)の「差引納付すべき消費税額」において同じ。)である。

キ 地方消費税の課税標準となる控除不足還付税額(別紙 6-1 ⑫欄)

7 8 万 1 6 4 4 円

上記金額は、前記エの金額と同額であり、地方税法 72 条の 88 (平成 24 年法律第 69 号 2 条による改正前のもの。以下、後記(2)ないし(4)の「地方消費税の課税標準となる控除不足還付税額」において同じ。)の規定に基づく譲渡割額の還付の基礎となる金額である。

ク 還付すべき譲渡割額(別紙 6-1 ⑬欄) 2 1 万 0 9 1 9 円

上記金額は、地方税法 72 条の 88 の規定に基づき、前記キの金額に税率



63分の17を乗じて計算した金額である。

ケ 既に還付の確定した譲渡割額(別紙6-1⑩欄) 634万9832円

上記金額は、平成30年10月期の消費税等の確定申告書の⑩「還付額」欄(乙7の1・1枚目)に記載された金額と同額である。

5 コ 差引納付すべき譲渡割額(別紙6-1⑪欄) 613万8900円

上記金額は、前記ケの金額から前記クの金額を減算した金額(ただし、地方税法20条の4の2第3項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。後記(2)ないし(4)の「差引納付すべき譲渡割額」において同じ。)である。

10 サ 差引納付すべき消費税等の合計税額(別紙6-1⑫欄)

2888万8900円

上記金額は、前記カの金額と前記コの金額との合計額であり、新たに納付すべき消費税等の額である。

(2) 平成30年11月期における更正処分の根拠

15 ア 課税標準額(別紙6-2①欄) 0円

上記金額は、平成30年11月期の消費税等の確定申告書の①「課税標準額」欄(乙7の2・1枚目)に記載された金額と同額である。

イ 課税標準額に対する消費税額(別紙6-2②欄) 0円

20 上記金額は、平成30年11月期の消費税等の確定申告書の②「消費税額」欄(乙7の2・1枚目)に記載された金額と同額である。

ウ 控除対象仕入税額(別紙6-2④欄、別紙7-2⑬欄) 74万8532円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)の金額を減算した金額に、消費税法30条1項の規定に基づき108分の6.3を乗じて計算した金額を同条2項1号に定める方法により計算した課税仕入れに係る税額である。

25 (ア) 申告による課税仕入れに係る支払対価の額(別紙7-2⑭欄)

3億9193万4559円

上記金額は、平成30年11月期の消費税等の確定申告書に添付された
付表2の⑧「課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)」欄(乙7の2・2
枚目)に記載された金額と同額である。

(イ) 課税仕入れに係る支払対価の額から減算すべき金額(別紙7-2⑨欄)

3億7910万2576円

上記金額は、消費税法30条7項に規定する法定帳簿書類を保存しない
場合に当たるため、課税仕入れに係る支払対価の額に含まれない金額であ
り、別紙2-2の「④税込金額」欄の合計金額である。

エ 控除不足還付税額(別紙6-2⑧欄) 74万8532円

上記金額は、前記ウの金額から前記イの金額を減算した金額である。

オ 既に還付の確定した消費税額(別紙6-2⑩欄) 2286万2849円

上記金額は、平成30年11月期の消費税等の確定申告書の⑧「控除不足
還付税額(⑦-②-③)」欄(乙7の2・1枚目)に記載された金額と同額であ
る。

カ 差引納付すべき消費税額(別紙6-2⑪欄) 2211万4300円

上記金額は、前記オの金額から前記エの金額を減算した金額である。

キ 地方消費税の課税標準となる控除不足還付税額(別紙6-2⑫欄)

74万8532円

上記金額は、前記エの金額と同額であり、地方税法72条の88の規定に
基づく譲渡割額の還付の基礎となる金額である。

ク 還付すべき譲渡割額(別紙6-2⑬欄) 20万1984円

上記金額は、地方税法72条の88の規定に基づき、前記キの金額に税率
63分の17を乗じて計算した金額である。

ケ 既に還付の確定した譲渡割額(別紙6-2⑭欄) 616万9340円

上記金額は、平成30年11月期の消費税等の確定申告書の⑨「還付額」
欄(乙7の2・1枚目)に記載された金額と同額である。

コ 差引納付すべき譲渡割額(別紙6-2⑰欄) 596万7300円

上記金額は、前記ケの金額から前記クの金額を減算した金額である。

サ 差引納付すべき消費税等の合計税額(別紙6-2⑱欄)

2808万1600円

上記金額は、前記カの金額と前記コの金額との合計額であり、新たに納付すべき消費税等の額である。

(3) 平成30年12月期における更正処分の根拠

ア 課税標準額(別紙6-3①欄) 0円

上記金額は、平成30年12月期の消費税等の確定申告書の①「課税標準額」欄(乙7の3・1枚目)に記載された金額と同額である。

イ 課税標準額に対する消費税額(別紙6-3②欄) 0円

上記金額は、平成30年12月期の消費税等の確定申告書の②「消費税額」欄(乙7の3・1枚目)に記載された金額と同額である。

ウ 控除対象仕入税額(別紙6-3④欄、別紙7-3⑯欄) 2万4868円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)の金額を減算した金額に、消費税法30条1項の規定に基づき108分の6.3を乗じて計算した金額を同条2項1号に定める方法により計算した課税仕入れに係る税額である。

(ア) 申告による課税仕入れに係る支払対価の額(別紙7-3⑧欄)

5億1324万3846円

上記金額は、平成30年12月期の消費税等の確定申告書に添付された付表2の⑧「課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)」欄(乙7の3・2枚目)に記載された金額と同額である。

(イ) 課税仕入れに係る支払対価の額から減算すべき金額(別紙7-3⑨欄)

5億1281万7530円

上記金額は、消費税法30条7項に規定する法定帳簿書類を保存しない場合に当たるため、課税仕入れに係る支払対価の額に含まれない金額であ

り、別紙２－３の「税込金額」の「④税込金額」欄の合計金額である。

エ 控除不足還付税額(別紙６－３⑧欄) 2万4868円

上記金額は、前記ウの金額から前記イの金額を減算した金額である。

オ 既に還付の確定した消費税額(別紙６－３⑩欄) 2993万9224円

5. 上記金額は、平成３０年１２月期の消費税等の確定申告書の⑧「控除不足還付税額(⑦－②－③)」欄(乙７の３・１枚目)に記載された金額と同額である。

カ 差引納付すべき消費税額(別紙６－３⑪欄) 2991万4300円

上記金額は、前記オの金額から前記エの金額を減算した金額である。

10 キ 地方消費税の課税標準となる控除不足還付税額(別紙６－３⑫欄)

2万4868円

上記金額は、前記エの金額と同額であり、地方税法７２条の８８の規定に基づく譲渡割額の還付の基礎となる金額である。

ク 還付すべき譲渡割額(別紙６－３⑭欄) 6710円

15 上記金額は、地方税法７２条の８８の規定に基づき、前記キの金額に税率６３分の１７を乗じて計算した金額である。

ケ 既に還付の確定した譲渡割額(別紙６－３⑯欄) 807万8838円

上記金額は、平成３０年１２月期の消費税等の確定申告書の⑱「還付額」欄(乙７の３・１枚目)に記載された金額と同額である。

20 コ 差引納付すべき譲渡割額(別紙６－３⑰欄) 807万2100円

上記金額は、前記ケの金額から前記クの金額を減算した金額である。

サ 差引納付すべき消費税等の合計税額(別紙６－３⑱欄)

3798万6400円

25 上記金額は、前記カの金額と前記コの金額との合計額であり、新たに納付すべき消費税等の額である。

(4) 平成３１年１月期における更正処分の根拠

ア 課税標準額(別紙6-4①欄) 0円

上記金額は、平成31年1月期の消費税等の確定申告書の①「課税標準額」欄(乙7の4・1枚目)に記載された金額と同額である。

イ 課税標準額に対する消費税額(別紙6-4②欄) 0円

上記金額は、平成31年1月期の消費税等の確定申告書の②「消費税額」欄(乙7の4・1枚目)に記載された金額と同額である。

ウ 控除対象仕入税額(別紙6-4④欄、別紙7-4⑩欄) 1万7480円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)の金額を減算した金額に、消費税法30条1項の規定に基づき108分の6.3を乗じて計算した金額を同条2項1号に定める方法により計算した課税仕入れに係る税額である。

(ア) 申告による課税仕入れに係る支払対価の額(別紙7-4⑧欄)

3億0472万2117円

上記金額は、平成31年1月期の消費税等の確定申告書に添付された付表2の⑧「課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)」欄(乙7の4・2枚目)に記載された金額と同額である。

(イ) 課税仕入れに係る支払対価の額から減算すべき金額(別紙7-4⑨欄)

3億0442万2449円

上記金額は、消費税法30条7項に規定する法定帳簿書類を保存しない場合に当たるため、課税仕入れに係る支払対価の額に含まれない金額であり、別紙2-4の「④税込金額」欄の合計金額である。

エ 控除不足還付税額(別紙6-4⑧欄) 1万7480円

上記金額は、前記ウの金額から前記イの金額を減算した金額である。

オ 既に還付の確定した消費税額(別紙6-4⑩欄) 1777万5456円

上記金額は、平成31年1月期の消費税等の確定申告書の⑧「控除不足還付税額(⑦-②-③)」欄(乙7の4・1枚目)に記載された金額と同額である。

カ 差引納付すべき消費税額(別紙6-4⑪欄) 1775万7900円

上記金額は、前記オの金額から前記エの金額を減算した金額である。

キ 地方消費税の課税標準となる控除不足還付税額(別紙6-4⑫欄)

1万7480円

上記金額は、前記エの金額と同額であり、地方税法72条の88の規定に基づく譲渡割額の還付の基礎となる金額である。

ク 還付すべき譲渡割額(別紙6-4⑬欄) 4716円

上記金額は、地方税法72条の88の規定に基づき、前記キの金額に税率63分の17を乗じて計算した金額である。

ケ 既に還付の確定した譲渡割額(別紙6-4⑭欄) 479万6551円

上記金額は、平成31年1月期の消費税等の確定申告書の⑨「還付額」欄(乙7の4・1枚目)に記載された金額と同額である。

コ 差引納付すべき譲渡割額(別紙6-4⑮欄) 479万1800円

上記金額は、前記ケの金額から前記クの金額を減算した金額である。

サ 差引納付すべき消費税等の合計税額(別紙6-4⑯欄)

2254万9700円

上記金額は、前記カの金額と前記コの金額との合計額であり、新たに納付すべき消費税等の額である。

(5) 平成31年2月期における更正処分の根拠

ア 課税標準額(別紙6-5①欄) 0円

上記金額は、平成31年2月期の消費税等の確定申告書の①「課税標準額」欄(乙7の5・1枚目)に記載された金額と同額である。

イ 課税標準額に対する消費税額(別紙6-5②欄) 0円

上記金額は、平成31年2月期の消費税等の確定申告書の②「消費税額」欄(乙7の5・1枚目)に記載された金額と同額である。

ウ 控除対象仕入税額(別紙6-5④欄、別紙7-5⑯欄) 2万0408円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)の金額を減算した金額に、消費税法30条1項の規定に基づき108分の6.3を乗じて計算した金額を同条2項1号に定める方法により計算した課税仕入れに係る税額である。

(ア) 申告による課税仕入れに係る支払対価の額(別紙7-5⑧欄)

2億0665万6855円

上記金額は、平成31年2月期の消費税等の確定申告書に添付された付表2の⑧「課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)」欄(乙7の5・2枚目)に記載された金額と同額である。

(イ) 課税仕入れに係る支払対価の額から減算すべき金額(別紙7-5⑨欄)

2億0630万7000円

上記金額は、消費税法30条7項に規定する法定帳簿書類を保存しない場合に当たるため、課税仕入れに係る支払対価の額に含まれない金額であり、別紙2-5の「④税込金額」欄の合計金額である。

エ 控除不足還付税額(別紙6-5⑩欄) 2万0408円

上記金額は、前記ウの金額から前記イの金額を減算した金額である。

オ 既に還付の確定した消費税額(別紙6-5⑪欄) 1205万4983円

上記金額は、平成31年2月期の消費税等の確定申告書の⑧「控除不足還付税額(⑦-②-③)」欄(乙7の5・1枚目)に記載された金額と同額である。

カ 差引納付すべき消費税額(別紙6-5⑫欄) 1203万4500円

上記金額は、前記オの金額から前記エの金額を減算した金額である。

キ 地方消費税の課税標準となる控除不足還付税額(別紙6-5⑬欄)

2万0408円

上記金額は、前記エの金額と同額であり、地方税法72条の88の規定に基づく譲渡割額の還付の基礎となる金額である。

ク 還付すべき譲渡割額(別紙6-5⑭欄)

5506円

上記金額は、地方税法72条の88の規定に基づき、前記キの金額に税率
63分の17を乗じて計算した金額である。

ケ 既に還付の確定した譲渡割額(別紙6-5⑩欄) 325万2931円

上記金額は、平成31年2月期の消費税等の確定申告書の⑨「還付額」欄
(乙7の5・1枚目)に記載された金額と同額である。

コ 差引納付すべき譲渡割額(別紙6-5⑪欄) 324万7400円

上記金額は、前記ケの金額から前記クの金額を減算した金額である。

サ 差引納付すべき消費税等の合計税額(別紙6-5⑫欄)

1528万1900円

上記金額は、前記カの金額と前記コの金額との合計額であり、新たに納付
すべき消費税等の額である。

(6) 平成31年3月期における更正処分の根拠

ア 課税標準額(別紙6-6①欄) 0円

上記金額は、平成31年3月期の消費税等の確定申告書の①「課税標準
額」欄(乙7の6・1枚目)に記載された金額と同額である。

イ 課税標準額に対する消費税額(別紙6-6②欄) 0円

上記金額は、平成31年3月期の消費税等の確定申告書の②「消費税額」
欄(乙7の6・1枚目)に記載された金額と同額である。

ウ 控除対象仕入税額(別紙6-6④欄、別紙7-6⑬欄) 43万3113円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)の金額を減算した金額に、消費税法30
条1項の規定に基づき10.8分の6.3を乗じて計算した金額を同条2項1
号に定める方法により計算した課税仕入に係る税額である。

(ア) 申告による課税仕入に係る支払対価の額(別紙7-6⑭欄)

3億2476万4322円

上記金額は、平成31年3月期の消費税等の確定申告書に添付された付
表2の⑧「課税仕入に係る支払対価の額(税込み)」欄(乙7の6・2枚

目)に記載された金額と同額である。

(イ) 課税仕入れに係る支払対価の額から減算すべき金額(別紙7-6⑨欄)

3億1733万9524円

上記金額は、消費税法30条7項に規定する法定帳簿書類を保存しない場合に当たるため、課税仕入れに係る支払対価の額に含まれない金額であり、別紙2-6の「④税込金額」欄の合計金額である。

エ 控除不足還付税額(別紙6-6⑧欄) 43万3113円

上記金額は、前記ウの金額から前記イの金額を減算した金額である。

オ 既に還付の確定した消費税額(別紙6-6⑩欄) 1894万4585円

上記金額は、平成31年3月期の消費税等の確定申告書の⑧「控除不足還付税額(⑦-②-③)」欄(乙7の6・1枚目)に記載された金額と同額である。

カ 差引納付すべき消費税額(別紙6-6⑪欄) 1851万1400円

上記金額は、前記オの金額から前記エの金額を減算した金額である。

キ 地方消費税の課税標準となる控除不足還付税額(別紙6-6⑫欄)

43万3113円

上記金額は、前記エの金額と同額であり、地方税法72条の88の規定に基づき譲渡割額の還付の基礎となる金額である。

ク 還付すべき譲渡割額(別紙6-6⑬欄) 11万6871円

上記金額は、地方税法72条の88の規定に基づき、前記キの金額に税率63分の17を乗じて計算した金額である。

ケ 既に還付の確定した譲渡割額(別紙6-6⑭欄) 511万2030円

上記金額は、平成31年3月期の消費税等の確定申告書の⑭「還付額」欄(乙7の6・1枚目)に記載された金額と同額である。

コ 差引納付すべき譲渡割額(別紙6-6⑮欄) 499万5100円

上記金額は、前記ケの金額から前記クの金額を減算した金額である。

サ 差引納付すべき消費税等の合計税額(別紙6-6⑬欄)

2350万6500円

上記金額は、前記カの金額と前記コの本額との合計本であり、新たに納付すべき消費税等の本である。

5 (7) 平成31年4月期における更正処分の根拠

ア 課税標準額(別紙6-7①欄) 0円

上記金額は、平成31年4月期の消費税等の確定申告書の①「課税標準額」欄(乙7の7・1枚目)に記載された金額と同本である。

イ 課税標準額に対する消費税額(別紙6-7②欄) 0円

10 上記金額は、平成31年4月期の消費税等の確定申告書の②「消費税額」欄(乙7の7・1枚目)に記載された金額と同本である。

ウ 控除対象仕入税額(別紙6-7④欄、別紙7-7⑯欄) 2万1138円

15 上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)の金額を減算した金額に、消費税法30条1項の規定に基づき108分の6.3を乗じて計算した金額を同条2項1号に定める方法により計算した課税仕入に係る税額である。

(ア) 申告による課税仕入に係る支払対価の本(別紙7-7⑧欄)

1億487.8万9157円

20 上記金額は、平成31年4月期の消費税等の確定申告書に添付された付表2の⑧「課税仕入に係る支払対価の本(税込み)」欄(乙7の7・2枚目)に記載された金額と同本である。

(イ) 課税仕入に係る支払対価の本から減算すべき金額(別紙7-7⑨欄)

1億4842万6791円

25 上記金額は、消費税法30条7項に規定する法定帳簿書類を保存しない場合に当たるため、課税仕入に係る支払対価の本に含まれない金額であり、別紙2-7の「④税込金額」欄の合計金額である。

エ 控除不足還付税額(別紙6-7⑨欄) 2万1138円

上記金額は、前記ウの金額から前記イの金額を減算した金額である。

オ 既に還付の確定した消費税額(別紙6-7⑩欄) 867万9367円

上記金額は、平成31年4月期の消費税等の確定申告書の⑧「控除不足還付税額(⑦-②-③)」欄(乙7の7・1枚目)に記載された金額と同額である。

カ 差引納付すべき消費税額(別紙6-7⑪欄) 865万8200円

上記金額は、前記オの金額から前記エの金額を減算した金額である。

キ 地方消費税の課税標準となる控除不足還付税額(別紙6-7⑫欄)

2万1138円

上記金額は、前記エの金額と同額であり、地方税法72条の88の規定に基づく譲渡割額の還付の基礎となる金額である。

ク 還付すべき譲渡割額(別紙6-7⑬欄) 5703円

上記金額は、地方税法72条の88の規定に基づき、前記キの金額に税率63分の17を乗じて計算した金額である。

ケ 既に還付の確定した譲渡割額(別紙6-7⑭欄) 234万2051円

上記金額は、平成31年4月期の消費税等の確定申告書の⑨「還付額」欄(乙7の7・1枚目)に記載された金額と同額である。

コ 差引納付すべき譲渡割額(別紙6-7⑮欄) 233万6300円

上記金額は、前記ケの金額から前記クの金額を減算した金額である。

サ 差引納付すべき消費税等の合計税額(別紙6-7⑯欄)

1099万4500円

上記金額は、前記カの金額と前記コの金額との合計額であり、新たに納付すべき消費税等の額である。

(8) 令和元年5月期における更正処分の根拠

ア 課税標準額(別紙6-8①欄) 0円

上記金額は、令和元年5月期の消費税等の確定申告書の①「課税標準額」

欄(乙7の8・1枚目)に記載された金額と同額である。

イ 課税標準額に対する消費税額(別紙6-8②欄) 0円

上記金額は、令和元年5月期の消費税等の確定申告書の②「消費税額」欄(乙7の8・1枚目)に記載された金額と同額である。

ウ 控除対象仕入税額(別紙6-8④欄、別紙7-8⑩欄) 43万6885円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)の金額を減算した金額に、消費税法30条1項の規定に基づき108分の6.3を乗じて計算した金額を同条2項1号に定める方法により計算した課税仕入に係る税額である。

(ア) 申告による課税仕入に係る支払対価の額(別紙7-8⑧欄)

1億0982万8286円

上記金額は、令和元年5月期の消費税等の確定申告書に添付された附表2の⑧「課税仕入に係る支払対価の額(税込み)」欄(乙7の8・2枚目)に記載された金額と同額である。

(イ) 課税仕入に係る支払対価の額から減算すべき金額(別紙7-8⑨欄)

1億0233万8814円

上記金額は、消費税法30条7項に規定する法定帳簿書類を保存しない場合に当たるため、課税仕入に係る支払対価の額に含まれない金額であり、別紙2-8の「④税込金額」欄の合計金額である。

エ 控除不足還付税額(別紙6-8⑧欄) 43万6885円

上記金額は、前記ウの金額から前記イの金額を減算した金額である。

オ 既に還付の確定した消費税額(別紙6-8⑩欄) 640万6650円

上記金額は、令和元年5月期の消費税等の確定申告書の⑧「控除不足還付税額(⑦-②-③)」欄(乙7の8・1枚目)に記載された金額と同額である。

カ 差引納付すべき消費税額(別紙6-8⑪欄) 596万9700円

上記金額は、前記オの金額から前記エの金額を減算した金額である。

キ 地方消費税の課税標準となる控除不足還付税額(別紙6-8⑫欄)

43万6885円

上記金額は、前記エの金額と同額であり、地方税法72条の88の規定に基づく譲渡割額の還付の基礎となる金額である。

ク 還付すべき譲渡割額(別紙6-8⑭欄) 11万7889円

上記金額は、地方税法72条の88の規定に基づき、前記キの金額に税率63分の17を乗じて計算した金額である。

ケ 既に還付の確定した譲渡割額(別紙6-8⑯欄) 172万8778円

上記金額は、令和元年5月期の消費税等の確定申告書の⑱「還付額」欄(乙7の8・1枚目)に記載された金額と同額である。

コ 差引納付すべき譲渡割額(別紙6-8⑰欄) 161万0800円

上記金額は、前記ケの金額から前記クの金額を減算した金額である。

サ 差引納付すべき消費税等の合計税額(別紙6-8⑱欄)

758万0500円

上記金額は、前記カの金額と前記コの金額との合計額であり、新たに納付すべき消費税等の額である。

(9) 令和元年6月期における更正処分の根拠

ア 課税標準額(別紙6-9①欄) 0円

上記金額は、令和元年6月期の消費税等の確定申告書の①「課税標準額」欄(乙7の9・1枚目)に記載された金額と同額である。

イ 課税標準額に対する消費税額(別紙6-9②欄) 0円

上記金額は、令和元年6月期の消費税等の確定申告書の②「消費税額」欄(乙7の9・1枚目)に記載された金額と同額である。

ウ 控除対象仕入税額(別紙6-9④欄、別紙7-9⑯欄) 87万9336円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)の金額を減算した金額に、消費税法30条1項の規定に基づき108分の6.3を乗じて計算した金額を同条2項1号に定める方法により計算した課税仕入れに係る税額である。

(ア) 申告による課税仕入れに係る支払対価の額(別紙7-9⑧欄)

6605万9857円

上記金額は、令和元年6月期の消費税等の確定申告書に添付された付表2の⑧「課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)」欄(乙7の9・2枚目)に記載された金額と同額である。

(イ) 課税仕入れに係る支払対価の額から減算すべき金額(別紙7-9⑨欄)

5098万5510円

上記金額は、消費税法30条7項に規定する法定帳簿書類を保存しない場合に当たるため、課税仕入れに係る支払対価の額に含まれない金額であり、別紙2-9の「④税込金額」欄の合計金額である。

エ 控除不足還付税額(別紙6-9⑩欄)

87万9336円

上記金額は、前記ウの金額から前記イの金額を減算した金額である。

オ 既に還付の確定した消費税額(別紙6-9⑪欄)

385万3491円

上記金額は、令和元年6月期の消費税等の確定申告書の⑧「控除不足還付税額(⑦-②-③)」欄(乙7の9・1枚目)に記載された金額と同額である。

カ 差引納付すべき消費税額(別紙6-9⑫欄)

297万4100円

上記金額は、前記オの金額から前記エの金額を減算した金額である。

キ 地方消費税の課税標準となる控除不足還付税額(別紙6-9⑬欄)

87万9336円

上記金額は、前記エの金額と同額であり、地方税法72条の88の規定に基づく譲渡割額の還付の基礎となる金額である。

ク 還付すべき譲渡割額(別紙6-9⑭欄)

23万7281円

上記金額は、地方税法72条の88の規定に基づき、前記キの金額に税率63分の17を乗じて計算した金額である。

ケ 既に還付の確定した譲渡割額(別紙6-9⑮欄)

103万9830円

上記金額は、令和元年6月期の消費税等の確定申告書の⑮「還付額」欄

(乙7の9・1枚目)に記載された金額と同額である。

コ 差引納付すべき譲渡割額(別紙6-9⑰欄) 80万2500円

上記金額は、前記ケの金額から前記クの金額を減算した金額である。

サ 差引納付すべき消費税等の合計税額(別紙6-9⑱欄)

377万6600円

上記金額は、前記カの金額と前記コの金額との合計額であり、新たに納付すべき消費税等の額である。

(10) 令和元年7月期における更正処分の根拠

ア 課税標準額(別紙6-10①欄) 0円

上記金額は、令和元年7月期の消費税等の確定申告書の①「課税標準額」欄(乙7の10・1枚目)に記載された金額と同額である。

イ 課税標準額に対する消費税額(別紙6-10②欄) 0円

上記金額は、令和元年7月期の消費税等の確定申告書の②「消費税額」欄(乙7の10・1枚目)に記載された金額と同額である。

ウ 控除対象仕入税額(別紙6-10④欄、別紙7-10⑯欄)

14万8079円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)の金額を減算した金額に、消費税法30条1項の規定に基づき108分の6.3を乗じて計算した金額を同条2項1号に定める方法により計算した課税仕入れに係る税額である。

(ア) 申告による課税仕入れに係る支払対価の額(別紙7-10⑧欄)

7094万5106円

上記金額は、令和元年7月期の消費税等の確定申告書に添付された付表2の⑧「課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)」欄(乙7の10・2枚目)に記載された金額と同額である。

(イ) 課税仕入れに係る支払対価の額から減算すべき金額(別紙7-10⑨欄)

6840万6608円

上記金額は、消費税法30条7項に規定する法定帳簿書類を保存しない場合に当たるため、課税仕入れに係る支払対価の額に含まれない金額であり、別紙2-10の「④税込金額」欄の合計金額である。

エ 控除不足還付税額(別紙6-10⑧欄) 14万8079円

上記金額は、前記ウの金額から前記イの金額を減算した金額である。

オ 既に還付の確定した消費税額(別紙6-10⑩欄) 413万8464円

上記金額は、令和元年7月期の消費税等の確定申告書の⑧「控除不足還付税額(⑦-②-③)」欄(乙7の10・1枚目)に記載された金額と同額である。

カ 差引納付すべき消費税額(別紙6-10⑪欄) 399万0300円

上記金額は、前記オの金額から前記エの金額を減算した金額である。

キ 地方消費税の課税標準となる控除不足還付税額(別紙6-10⑫欄)

14万8079円

上記金額は、前記エの金額と同額であり、地方税法72条の88の規定に基づく譲渡割額の還付の基礎となる金額である。

ク 還付すべき譲渡割額(別紙6-10⑭欄) 3万9957円

上記金額は、地方税法72条の88の規定に基づき、前記キの金額に税率63分の17を乗じて計算した金額である。

ケ 既に還付の確定した譲渡割額(別紙6-10⑯欄) 111万6728円

上記金額は、令和元年7月期の消費税等の確定申告書の⑱「還付額」欄(乙7の10・1枚目)に記載された金額と同額である。

コ 差引納付すべき譲渡割額(別紙6-10⑰欄) 107万6700円

上記金額は、前記ケの金額から前記クの金額を減算した金額である。

サ 差引納付すべき消費税等の合計税額(別紙6-10⑱欄)

506万7000円

上記金額は、前記カの金額と前記コの金額との合計額であり、新たに納付

すべき消費税等の額である。

(11) 令和元年8月期における更正処分の根拠

ア 課税標準額(別紙6-11①欄) 0円

上記金額は、令和元年8月期の消費税等の確定申告書の①「課税標準額」欄(乙7の11・1枚目)に記載された金額と同額である。

イ 課税標準額に対する消費税額(別紙6-11②欄) 0円

上記金額は、令和元年8月期の消費税等の確定申告書の②「消費税額」欄(乙7の11・1枚目)に記載された金額と同額である。

ウ 控除対象仕入税額(別紙6-11④欄、別紙7-11⑯欄)

111万1892円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)の金額を減算した金額に、消費税法30条1項の規定に基づき108分の6.3を乗じて計算した金額を同条2項1号に定める方法により計算した課税仕入に係る税額である。

(ア) 申告による課税仕入に係る支払対価の額(別紙7-11⑧欄)

9126万8312円

上記金額は、令和元年8月期の消費税等の確定申告書に添付された付表2の⑧「課税仕入に係る支払対価の額(税込み)」欄(乙7の11・2枚目)に記載された金額と同額である。

(イ) 課税仕入に係る支払対価の額から減算すべき金額(別紙7-11⑨欄)

7220万7300円

上記金額は、消費税法30条7項に規定する法定帳簿書類を保存しない場合に当たるため、課税仕入に係る支払対価の額に含まれない金額であり、別紙2-11の「④税込金額」欄の合計金額である。

エ 控除不足還付税額(別紙6-11⑩欄) 111万1892円

上記金額は、前記ウの金額から前記イの金額を減算した金額である。

オ 既に還付の確定した消費税額(別紙6-11⑪欄) 532万3984円

上記金額は、令和元年8月期の消費税等の確定申告書の⑧「控除不足還付税額(⑦-②-③)」欄(乙7の11・1枚目)に記載された金額と同額である。

カ 差引納付すべき消費税額(別紙6-11⑪欄) 421万2000円

上記金額は、前記オの金額から前記エの金額を減算した金額である。

キ 地方消費税の課税標準となる控除不足還付税額(別紙6-11⑫欄)

111万1892円

上記金額は、前記エの金額と同額であり、地方税法72条の88の規定に基づく譲渡割額の還付の基礎となる金額である。

ク 還付すべき譲渡割額(別紙6-11⑬欄) 30万0034円

上記金額は、地方税法72条の88の規定に基づき、前記キの金額に税率63分の17を乗じて計算した金額である。

ケ 既に還付の確定した譲渡割額(別紙6-11⑭欄) 143万6630円

上記金額は、令和元年8月期の消費税等の確定申告書の⑨「還付額」欄(乙7の11・1枚目)に記載された金額と同額である。

コ 差引納付すべき譲渡割額(別紙6-11⑮欄) 113万6500円

上記金額は、前記ケの金額から前記クの金額を減算した金額である。

サ 差引納付すべき消費税等の合計税額(別紙6-11⑯欄)

534万8500円

上記金額は、前記カの金額と前記コの金額との合計額であり、新たに納付すべき消費税等の額である。

(12) 令和元年9月期における更正処分の根拠

ア 課税標準額(別紙6-12①欄) 0円

上記金額は、令和元年9月期の消費税等の確定申告書の①「課税標準額」欄(乙7の12・1枚目)に記載された金額と同額である。

イ 課税標準額に対する消費税額(別紙6-12②欄) 0円

上記金額は、令和元年9月期の消費税等の確定申告書の②「消費税額」欄
(乙7の12・1枚目)に記載された金額と同額である。

ウ 控除対象仕入税額(別紙6-12④欄、別紙7-12⑬欄)

36万0827円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)の金額を減算した金額に、消費税法30
条1項の規定に基づき108分の6.3を乗じて計算した課税仕入れに係る
税額である。

(ア) 申告による課税仕入れに係る支払対価の額(別紙7-12⑧欄)

1914万6492円

上記金額は、令和元年9月期の消費税等の確定申告書に添付された付表
2の⑧「課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)」欄(乙7の12・2枚
目)に記載された金額と同額である。

(イ) 課税仕入れに係る支払対価の額から減算すべき金額(別紙7-12⑨欄)

1296万0880円

上記金額は、消費税法30条7項に規定する法定帳簿書類を保存しない
場合に当たるため、課税仕入れに係る支払対価の額に含まれない金額であ
り、別紙2-12の「④税込金額」欄の合計金額である。

エ 控除不足還付税額(別紙6-12⑧欄)

36万0827円

上記金額は、前記ウの金額から前記イの金額を減算した金額である。

オ 既に還付の確定した消費税額(別紙6-12⑩欄)

111万6878円

上記金額は、令和元年9月期の消費税等の確定申告書の⑧「控除不足還付
税額(⑦-②-③)」欄(乙7の12・1枚目)に記載された金額と同額であ
る。

カ 差引納付すべき消費税額(別紙6-12⑪欄)

75万6000円

上記金額は、前記オの金額から前記エの金額を減算した金額である。

キ 地方消費税の課税標準となる控除不足還付税額(別紙6-12⑫欄)

36万0827円

上記金額は、前記エの金額と同額であり、地方税法72条の88の規定に基づく譲渡割額の還付の基礎となる金額である。

ク 還付すべき譲渡割額(別紙6-12⑭欄) 9万7366円

上記金額は、地方税法72条の88の規定に基づき、前記キの金額に税率63分の17を乗じて計算した金額である。

ケ 既に還付の確定した譲渡割額(別紙6-12⑯欄) 30万1379円

上記金額は、令和元年9月期の消費税等の確定申告書の⑱「還付額」欄(乙7の12・1枚目)に記載された金額と同額である。

コ 差引納付すべき譲渡割額(別紙6-12⑰欄) 20万4000円

上記金額は、前記ケの金額から前記クの金額を減算した金額である。

サ 差引納付すべき消費税等の合計税額(別紙6-12⑱欄)

96万0000円

上記金額は、前記カの金額と前記コの金額との合計額であり、新たに納付すべき消費税等の額である。

(3) 令和元年10月期における更正処分の根拠

ア 課税標準額(別紙6-13「合計」①欄) 0円

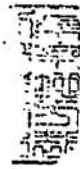
上記金額は、令和元年10月期の消費税等の確定申告書の①「課税標準額」欄(乙7の13・1枚目)に記載された金額と同額である。

イ 課税標準額に対する消費税額(別紙6-13「合計」②欄) 0円

上記金額は、令和元年10月期の消費税等の確定申告書の②「消費税額」欄(乙7の13・1枚目)に記載された金額と同額である。

ウ 控除対象仕入税額(別紙6-13「合計」④欄、別紙7-13「合計」⑯欄) 12万9457円

上記金額は、次の(ア)の金額及び(イ)の金額の合計金額であり、課税仕入れに係る税額である。



- (ア) 控除対象仕入税額・税率6.3パーセント適用分(別紙6-13④欄、
別紙7-13⑯欄)

12万1989円

上記金額は、税率6.3パーセント適用分の「課税仕入れに係る支払対価の額」に、消費税法30条1項の規定に基づき108分の6.3を乗じて計算した課税仕入れに係る税額であり、令和元年10月期の消費税等の確定申告書に添付された付表2-2の「税率6.3%適用分C」⑭欄(乙7の13・6枚目)に記載された金額と同額である。

- (イ) 控除対象仕入税額・税率7.8パーセント適用分(別紙6-13④欄、
別紙7-13⑯欄)

7468円

上記金額は、次のaの金額からbの金額を減算した金額に、消費税法30条1項の規定に基づき110分の7.8を乗じて計算した課税仕入れに係る税額である。

- a 申告による課税仕入れに係る支払対価の額(別紙7-13⑧欄)

2360万2276円

上記金額は、令和元年10月期の消費税等の確定申告書に添付された付表2-1の「税率7.8%適用分E」⑨欄(乙7の13・5枚目)に記載された金額と同額である。

- b 課税仕入れに係る支払対価の額から減算すべき金額(別紙7-13⑨欄)

2349万6953円

上記金額は、消費税法30条7項に規定する法定帳簿書類を保存しない場合に当たするため、課税仕入れに係る支払対価の額に含まれない金額であり、別紙2-13の「④税込金額」欄の合計金額である。

- エ 控除不足還付税額(別紙6-13「合計」⑧欄)

12万9457円

上記金額は、前記ウの金額から前記イの金額を減算した金額である。

オ 既に還付の確定した消費税額(別紙6-13「合計」⑩欄)

179万5604円

上記金額は、令和元年10月期の消費税等の確定申告書の⑧「控除不足還付税額(⑦-②-③)」欄(乙7の13・1枚目)に記載された金額と同額である。

カ 差引納付すべき消費税額(別紙6-13「合計」⑪欄)

166万6100円

上記金額は、前記オの金額から前記エの金額を減算した金額である。

キ 地方消費税の課税標準となる控除不足還付税額(別紙6-13「合計」⑫欄)

12万9457円

上記金額は、前記エの金額と同額であり、地方税法72条の88(令和元年9月30日以前の控除不足還付税額については、平成24年法律第69号2号による改正前のもの。後記④まで同じ。)の規定に基づく譲渡割額の還付の基礎となる金額である。

ク 還付すべき譲渡割額(別紙6-13「合計」⑭欄)

3万5023円

上記金額は、次の(ア)の金額及び(イ)の金額の合計金額であり、譲渡割額の還付額である。

(ア) 還付額・税率6.3パーセント適用分(別紙6-13⑭欄)

3万2917円

上記金額は、地方税法72条の88の規定に基づき、税率6.3パーセント適用分の「控除不足還付税額」に税率63分の17を乗じて算出した金額であり、令和元年10月期の消費税等の確定申告書に添付された付表1-2の「税率6.3%適用分C」⑭欄(乙7の13・4枚目)に記載された金額と同額である。

(イ) 還付額・税率7.8パーセント適用分(別紙6-13⑭欄)

2106円

上記金額は、地方税法72条の88の規定に基づき、税率7.8パーセント適用分の「控除不足還付税額」に税率78分の22を乗じて算出した金額である。

6 ケ 既に還付の確定した譲渡割額(別紙6-13「合計」⑩欄)

50万4962円

上記金額は、令和元年10月期の消費税等の確定申告書の⑨「還付額」欄(乙7の13・1枚目)に記載された金額と同額である。

コ 差引納付すべき譲渡割額(別紙6-13「合計」⑪欄) 46万9900円

10 上記金額は、前記ケの金額から前記クの金額を減算した金額である。

サ 差引納付すべき消費税等の合計税額(別紙6-13「合計」⑬欄)

213万6000円

上記金額は、前記カの金額と前記コの金額との合計額であり、新たに納付すべき消費税等の額である。

15 (14) 令和元年11月期における更正処分の根拠

ア 課税標準額(別紙6-14「合計」①欄) 0円

上記金額は、令和元年11月期の消費税等の確定申告書の①「課税標準額」欄(乙7の14・1枚目)に記載された金額と同額である。

イ 課税標準額に対する消費税額(別紙6-14「合計」②欄) 0円

20 上記金額は、令和元年11月期の消費税等の確定申告書の②「消費税額」欄(乙7の14・1枚目)に記載された金額と同額である。

ウ 控除対象仕入税額(別紙6-14「合計」④欄、別紙7-14「合計」⑯欄) 80万0036円

25 上記金額は、次の(ア)の金額及び(イ)の金額の合計金額であり、課税仕入れに係る税額である。

(ア) 控除対象仕入税額・税率6.3パーセント適用分(別紙6-14④欄、

別紙 7-14 ⑩欄)

4455円

上記金額は、税率 6.3 パーセント適用分の「課税仕入れに係る支払対価の額」に、消費税法 30 条 1 項の規定に基づき 108 分の 6.3 を乗じて計算した金額を同条 2 項 1 号に定める方法により計算した課税仕入れに係る税額であり、令和元年 11 月期の消費税等の確定申告書に添付された付表 2-2 の「税率 6.3 %適用分 C」②欄(乙 7 の 14・6 枚目)に記載された金額と同額である。

(イ) 控除対象仕入税額・税率 7.8 パーセント適用分(別紙 6-14 ④欄、別紙 7-14 ⑩欄)

79万5581円

上記金額は、次の a の金額から b の金額を減算した金額に、消費税法 30 条 1 項の規定に基づき 110 分の 7.8 を乗じて計算した金額を同条 2 項 1 号に定める方法により計算した課税仕入れに係る税額である。

a 申告による課税仕入れに係る支払対価の額(別紙 7-14 ⑧欄)

5815万6776円

上記金額は、令和元年 11 月期の消費税等の確定申告書に添付された付表 2-1 の「税率 7.8 %適用分 E」⑨欄(乙 7 の 14・5 枚目)に記載された金額と同額である。

b 課税仕入れに係る支払対価の額から減算すべき金額(別紙 7-14 ⑨欄)

4693万7039円

上記金額は、消費税法 30 条 7 項に規定する法定帳簿書類を保存しない場合に当たるため、課税仕入れに係る支払対価の額に含まれない金額であり、別紙 2-14 の「④税込金額」欄の合計金額である。

エ 控除不足還付税額(別紙 6-14 「合計」⑧欄)

80万0036円

上記金額は、前記ウの金額から前記イの金額を減算した金額である。

オ 既に還付の確定した消費税額(別紙6-14「合計」⑩欄)

412万8299円

上記金額は、令和元年11月期の消費税等の確定申告書の⑧「控除不足還付税額(⑦-②-③)」欄(乙7の14・1枚目)に記載された金額と同額である。

カ 差引納付すべき消費税額(別紙6-14「合計」⑪欄)

332万8200円

上記金額は、前記オの金額から前記エの金額を減算した金額である。

キ 地方消費税の課税標準となる控除不足還付税額(別紙6-14「合計」⑫欄)

80万0036円

上記金額は、前記エの金額と同額であり、地方税法72条の88の規定に基づく譲渡割額の還付の基礎となる金額である。

ク 還付すべき譲渡割額(別紙6-14「合計」⑬欄)

22万5596円

上記金額は、次の(ア)の金額及び(イ)の金額の合計金額であり、譲渡割額の還付額である。

(ア) 還付額・税率6.3パーセント適用分(別紙6-14⑭欄)

1202円

上記金額は、地方税法72条の88の規定に基づき、税率6.3パーセント適用分の「控除不足還付税額」に税率63分の17を乗じて算出した金額であり、令和元年11月期の消費税等の確定申告書に添付された付表1-2の「税率6.3%適用分C」⑭欄(乙7の14・4枚目)に記載された金額と同額である。

(イ) 還付額・税率7.8パーセント適用分(別紙6-14⑮欄)

22万4394円

上記金額は、地方税法72条の88の規定に基づき、税率7.8パーセ

ント適用分の「控除不足還付税額」に税率78分の22を乗じて算出した金額である。

ケ 既に還付の確定した譲渡割額(別紙6-14「合計」⑯欄)

116万4337円

上記金額は、令和元年11月期の消費税等の確定申告書の⑱「還付額」欄(乙7の14・1枚目)に記載された金額と同額である。

コ 差引納付すべき譲渡割額(別紙6-14「合計」⑰欄) 93万8700円

上記金額は、前記ケの金額から前記クの金額を減算した金額である。

サ 差引納付すべき消費税等の合計税額(別紙6-14「合計」⑱欄)

426万6900円

上記金額は、前記カの金額と前記コの金額との合計額であり、新たに納付すべき消費税等の額である。

2 本件各更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告の本件各課税期間の納付すべき消費税額及び地方消費税の譲渡割額は、それぞれ前記1のとおりであるところ、これらの金額は、いずれも本件各更正処分における納付すべき消費税額及び地方消費税の譲渡割額(乙13の1ないし14・各1枚目)と同額であるから、本件各更正処分はいずれも適法である。

3 本件各賦課決定処分の根拠

通則法65条1項は、期限内申告書が提出された場合において、更正があったときは、その納税者に対し、その更正により納付すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する旨規定し、同条2項は、同条1項の規定に該当する場合において、更正により納付すべき税額が、その国税に係る同条3項2号に規定する期限内申告税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、同条1項の過少申告加算税は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当す

る税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算する旨規定している。

前記2で述べたとおり、本件各更正処分はいずれも適法であるところ、原告が本件各更正処分により新たに納付すべき税額の計算の基礎となった事実につき、本件各更正処分前における税額の計算の基礎とされていなかったことについて、
5 通則法65条4項に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

したがって、本件各更正処分に伴って原告に課されるべき過少申告加算税の額は、以下に述べるとおりである。

(1) 平成30年10月期 430万7000円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、平成30年10月期における更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額2888万円(前記
10 1(1)サ。ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。後記(2)ないし(4)において同じ。)に100分の10の割合を乗じて算出した288万8000円と、新たに納付すべき税額2888万8900円のうち50万円を超える部分に相当する金額2838万円(ただし、通
15 則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。後記(2)ないし(4)において同じ。)に100分の5の割合を乗じて算出した141万9000円との合計額である。

(2) 平成30年11月期 418万7000円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、平成30年11月期における更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額2808万円(前記
20 1(2)サ)に100分の10の割合を乗じて算出した280万8000円と、新たに納付すべき税額2808万1600円のうち50万円を超える部分に相当する金額2758万円に100分の5の割合を乗じて算出した137万9000円との合計額である。

25 (3) 平成30年12月期 567万2000円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、平成30年12月期におけ

る更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額3798万円(前記1(3)サ)に100分の10の割合を乗じて算出した379万8000円と、新たに納付すべき税額3798万6400円のうち50万円を超える部分に相当する金額3748万円に100分の5の割合を乗じて算出した187万4000円との合計額である。

(4) 平成31年1月期 335万6000円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、平成31年1月期における更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額2254万円(前記1(4)サ)に100分の10の割合を乗じて算出した225万4000円と、新たに納付すべき税額2254万9700円のうち50万円を超える部分に相当する金額2204万円に100分の5の割合を乗じて算出した110万2000円との合計額である。

(5) 平成31年2月期 226万7000円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、平成31年2月期における更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額1528万円(前記1(5)サ)に100分の10の割合を乗じて算出した152万8000円と、新たに納付すべき税額1528万1900円のうち50万円を超える部分に相当する金額1478万円に100分の5の割合を乗じて算出した73万9000円との合計額である。

(6) 平成31年3月期 350万0000円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、平成31年3月期における更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額2350万円(前記1(6)サ)に100分の10の割合を乗じて算出した235万円と、新たに納付すべき税額2350万6500円のうち50万円を超える部分に相当する金額2300万円に100分の5の割合を乗じて算出した115万円との合計額である。

(7) 平成31年4月期

162万3500円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、平成31年4月期における更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額1099万円(前記1(7)サ)に100分の10の割合を乗じて算出した109万9000円と、新たに納付すべき税額1099万4500円のうち50万円を超える部分に相当する金額1049万円に100分の5の割合を乗じて算出した52万4500円との合計額である。

(8) 令和元年5月期

111万2000円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、令和元年5月期における更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額758万円(前記1(8)サ)に100分の10の割合を乗じて算出した75万8000円と、新たに納付すべき税額758万0500円のうち50万円を超える部分に相当する金額708万円に100分の5の割合を乗じて算出した35万4000円との合計額である。

(9) 令和元年6月期

54万0500円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、令和元年6月期における更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額377万円(前記1(9)サ)に100分の10の割合を乗じて算出した37万7000円と、新たに納付すべき税額377万6600円のうち50万円を超える部分に相当する金額327万円に100分の5の割合を乗じて算出した16万3500円との合計額である。

(10) 令和元年7月期

73万4000円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、令和元年7月期における更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額506万円(前記1(10)サ)に100分の10の割合を乗じて算出した50万6000円と、新たに納付すべき税額506万7000円のうち50万円を超える部分に相当する金額

456万円に100分の5の割合を乗じて算出した22万8000円との合計額である。

(11) 令和元年8月期 77万6000円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、令和元年8月期における更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額534万円(前記1(11)サ)に100分の10の割合を乗じて算出した53万4000円と、新たに納付すべき税額534万8500円のうち50万円を超える部分に相当する金額484万円に100分の5の割合を乗じて算出した24万2000円との合計額である。

(12) 令和元年9月期 11万9000円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、令和元年9月期における更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額96万円(前記1(12)サ)に100分の10の割合を乗じて算出した9万6000円と、新たに納付すべき税額96万円のうち50万円を超える部分に相当する金額46万円に100分の5の割合を乗じて算出した2万3000円との合計額である。

(13) 令和元年10月期 29万4500円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、令和元年10月期における更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額213万円(前記1(13)サ)に100分の10の割合を乗じて算出した21万3000円と、新たに納付すべき税額213万6000円のうち50万円を超える部分に相当する金額163万円に100分の5の割合を乗じて算出した8万1500円との合計額である。

(14) 令和元年11月期 61万4000円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、令和元年11月期における更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額426万円(前記1(14)サ)に100分の10の割合を乗じて算出した42万6000円と、新たに納

付すべき税額426万6900円のうち50万円を超える部分に相当する金額376万円に100分の5の割合を乗じて算出した18万8000円との合計額である。

4 本件各賦課決定処分の適法性

被告が本訴において主張する本件各更正処分に伴って原告に課されるべき過少申告加算税の額は、それぞれ前記3(1)ないし(4)のとおりであり、本件各賦課決定処分における過少申告加算税の額(乙13の1ないし14・各1枚目)といずれも同額であるから、本件各賦課決定処分はいずれも適法である。

以 上

平成30年10月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位:円)

区 分		順号	金 額
消 費 税	課税標準額	①	0
	課税標準額に対する消費税額	②	0
	控除過大調整税額	③	0
	控 除 税 額	控除対象仕入税額 (別表 3-1 ⑯欄の金額)	④ 781,644
		返還等対価に係る税額	⑤ 0
		貸倒れに係る税額	⑥ 0
		控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦ 781,644
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)		⑧ 781,644
	差引税額 (②+③-⑦、100円未満の端数切捨て)		⑨ 0
	既に還付の確定した本税額		⑩ 23,531,732
	差引納付すべき消費税額 (⑩-⑧+⑨、100円未満の端数切捨て)		⑪ 22,750,000
地 方 消 費 税	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	控除不足還付税額 (⑧)	⑫ 781,644
		差引税額 (⑨)	⑬ 0
	譲 渡 割 額	還付額 (⑫×17/63)	⑭ 210,919
		納付額 (⑬×17/63)	⑮ 0
	既に還付の確定した譲渡割額		⑯ 6,349,832
	差引納付すべき譲渡割額 (⑯-⑭+⑮、100円未満の端数切捨て)		⑰ 6,138,900
	納付すべき消費税等の合計額 (⑪+⑰)		⑱ 28,888,900

平成30年11月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位:円)

区 分		順号	金 額
消 費 税	課税標準額	①	0
	課税標準額に対する消費税額	②	0
	控除過大調整税額	③	0
	控 除 税 額	控除対象仕入税額 (別表3-2⑩欄の金額)	④ 748,532
		返還等対価に係る税額	⑤ 0
		貸倒れに係る税額	⑥ 0
		控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦ 748,532
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)		⑧ 748,532
	差引税額 (②+③-⑦、100円未満の端数切捨て)		⑨ 0
	既に還付の確定した本税額		⑩ 22,862,849
	差引納付すべき消費税額 (⑩-⑧+⑨、100円未満の端数切捨て)		⑪ 22,114,300
地 方 消 費 税	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	控除不足還付税額 (⑧)	⑫ 748,532
		差引税額 (⑨)	⑬ 0
	譲渡 割額	還付額 (⑫×17/63)	⑭ 201,984
		納付額 (⑬×17/63)	⑮ 0
	既に還付の確定した譲渡割額		⑯ 6,169,340
	差引納付すべき譲渡割額 (⑯-⑭+⑮、100円未満の端数切捨て)		⑰ 5,967,300
	納付すべき消費税等の合計額 (⑪+⑰)		⑱ 28,081,600

平成30年12月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位:円)

区 分		順号	金 額
消 費 税	課税標準額	①	0
	課税標準額に対する消費税額	②	0
	控除過大調整税額	③	0
	控 除 税 額	控除対象仕入税額 (別表3-3⑯欄の金額)	④ 24,868
		返還等対価に係る税額	⑤ 0
		貸倒れに係る税額	⑥ 0
		控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦ 24,868
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)		⑧ 24,868
	差引税額 (②+③-⑦、100円未満の端数切捨て)		⑨ 0
	既に還付の確定した本税額		⑩ 29,939,224
地 方 消 費 税	差引納付すべき消費税額 (⑩-⑧+⑨、100円未満の端数切捨て)		⑪ 29,914,300
	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	控除不足還付税額 (⑧)	⑫ 24,868
		差引税額 (⑨)	⑬ 0
	譲渡 割額	還付額 (⑫×17/63)	⑭ 6,710
		納付額 (⑬×17/63)	⑮ 0
	既に還付の確定した譲渡割額		⑯ 8,078,838
	差引納付すべき譲渡割額 (⑯-⑭+⑮、100円未満の端数切捨て)		⑰ 8,072,100
	納付すべき消費税等の合計額 (⑪+⑰)		⑱ 37,986,400

平成31年1月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位:円)

区 分		順号	金 額
消 費 税	課税標準額	①	0
	課税標準額に対する消費税額	②	0
	控除過大調整税額	③	0
	控 除 税 額	控除対象仕入税額 (別表3-4⑩欄の金額)	④ 17,480
		返還等対価に係る税額	⑤ 0
		貸倒れに係る税額	⑥ 0
		控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦ 17,480
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)		⑧ 17,480
	差引税額 (②+③-⑦、100円未満の端数切捨て)		⑨ 0
	既に還付の確定した本税額		⑩ 17,775,456
	差引納付すべき消費税額 (⑩-⑧+⑨、100円未満の端数切捨て)		⑪ 17,757,900
地 方 消 費 税	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	控除不足還付税額 (⑧)	⑫ 17,480
		差引税額 (⑨)	⑬ 0
	譲 渡 割 額	還付額 (⑫×17/63)	⑭ 4,716
		納付額 (⑬×17/63)	⑮ 0
	既に還付の確定した譲渡割額		⑯ 4,796,551
	差引納付すべき譲渡割額 (⑯-⑭+⑮、100円未満の端数切捨て)		⑰ 4,791,800
納付すべき消費税等の合計額 (⑪+⑰)		⑱	22,549,700

平成31年2月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位:円)

区 分		順 号	金 額
消 費 税	課税標準額	①	0
	課税標準額に対する消費税額	②	0
	控除過大調整税額	③	0
	控 除 税 額	控除対象仕入税額 (別表 3-5 ⑯欄の金額)	④ 20,408
		返還等対価に係る税額	⑤ 0
		貸倒れに係る税額	⑥ 0
		控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦ 20,408
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)		⑧ 20,408
	差引税額 (②+③-⑦、100円未満の端数切捨て)		⑨ 0
	既に還付の確定した本税額		⑩ 12,054,983
地 方 消 費 税	差引納付すべき消費税額 (⑩-⑧+⑨、100円未満の端数切捨て)		⑪ 12,034,500
	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	控除不足還付税額 (⑧)	⑫ 20,408
		差引税額 (⑨)	⑬ 0
	譲渡 割額	還付額 (⑫×17/63)	⑭ 5,506
		納付額 (⑬×17/63)	⑮ 0
	既に還付の確定した譲渡割額		⑯ 3,252,931
	差引納付すべき譲渡割額 (⑯-⑭+⑮、100円未満の端数切捨て)		⑰ 3,247,400
	納付すべき消費税等の合計額 (⑪+⑰)		⑱ 15,281,900

平成31年3月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位:円)

区 分		順号	金 額
消 費 税	課税標準額		① 0
	課税標準額に対する消費税額		② 0
	控除過大調整税額		③ 0
	控 除 税 額	控除対象仕入税額 (別表3-6⑯欄の金額)	④ 433,113
		返還等対価に係る税額	⑤ 0
		貸倒れに係る税額	⑥ 0
		控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦ 433,113
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)		⑧ 433,113
	差引税額 (②+③-⑦、100円未満の端数切捨て)		⑨ 0
	既に還付の確定した本税額		⑩ 18,944,585
	差引納付すべき消費税額 (⑩-⑧+⑨、100円未満の端数切捨て)		⑪ 18,511,400
地 方 消 費 税	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	控除不足還付税額 (⑧)	⑫ 433,113
		差引税額 (⑨)	⑬ 0
	譲 渡 割 額	還付額 (⑫×17/63)	⑭ 116,871
		納付額 (⑬×17/63)	⑮ 0
	既に還付の確定した譲渡割額		⑯ 5,112,030
	差引納付すべき譲渡割額 (⑯-⑭+⑮、100円未満の端数切捨て)		⑰ 4,995,100
	納付すべき消費税等の合計額 (⑪+⑰)		⑱ 23,506,500

平成31年4月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位:円)

区 分		順号	金 額
消 費 税	課税標準額	①	0
	課税標準額に対する消費税額	②	0
	控除過大調整税額	③	0
	控除税額	控除対象仕入税額 (別表3-7⑩欄の金額)	④ 21,138
		返還等対価に係る税額	⑤ 0
		貸倒れに係る税額	⑥ 0
		控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦ 21,138
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)		⑧ 21,138
	差引税額 (②+③-⑦、100円未満の端数切捨て)		⑨ 0
	既に還付の確定した本税額		⑩ 8,679,367
地 方 消 費 税	差引納付すべき消費税額 (⑩-⑧+⑨、100円未満の端数切捨て)		⑪ 8,658,200
	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	控除不足還付税額 (⑧)	⑫ 21,138
		差引税額 (⑨)	⑬ 0
	譲渡 割額	還付額 (⑫×17/63)	⑭ 5,703
		納付額 (⑬×17/63)	⑮ 0
	既に還付の確定した譲渡割額		⑯ 2,342,051
	差引納付すべき譲渡割額 (⑯-⑭+⑮、100円未満の端数切捨て)		⑰ 2,336,300
納付すべき消費税等の合計額 (⑪+⑰)		⑱	10,994,500

令和元年5月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位:円)

区 分		順号	金 額
消 費 税	課税標準額	①	0
	課税標準額に対する消費税額	②	0
	控除過大調整税額	③	0
	控 除 税 額	控除対象仕入税額 (別表3-8⑩欄の金額)	④ 436,885
		返還等対価に係る税額	⑤ 0
		貸倒れに係る税額	⑥ 0
		控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦ 436,885
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)		⑧ 436,885
	差引税額 (②+③-⑦、100円未満の端数切捨て)		⑨ 0
	既に還付の確定した本税額		⑩ 6,406,650
	差引納付すべき消費税額 (⑩-⑧+⑨、100円未満の端数切捨て)		⑪ 5,969,700
地 方 消 費 税	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	控除不足還付税額 (⑧)	⑫ 436,885
		差引税額 (⑨)	⑬ 0
	譲 渡 割 額	還付額 (⑫×17/63)	⑭ 117,889
		納付額 (⑬×17/63)	⑮ 0
	既に還付の確定した譲渡割額		⑯ 1,728,778
	差引納付すべき譲渡割額 (⑯-⑭+⑮、100円未満の端数切捨て)		⑰ 1,610,800
	納付すべき消費税等の合計額 (⑪+⑰)		⑱ 7,580,500

令和元年6月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位:円)

区 分		順号	金 額
消 費 税	課税標準額	①	0
	課税標準額に対する消費税額	②	0
	控除過大調整税額	③	0
	控 除 税 額	控除対象仕入税額 (別表3-9⑩欄の金額)	④ 879,336
		返還等対価に係る税額	⑤ 0
		貸倒れに係る税額	⑥ 0
		控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦ 879,336
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)		⑧ 879,336
	差引税額 (②+③-⑦、100円未満の端数切捨て)		⑨ 0
	既に還付の確定した本税額		⑩ 3,853,491
地 方 消 費 税	差引納付すべき消費税額 (⑩-⑧+⑨、100円未満の端数切捨て)		⑪ 2,974,100
	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	控除不足還付税額 (⑧)	⑫ 879,336
		差引税額 (⑨)	⑬ 0
	譲渡 割額	還付額 (⑫×17/63)	⑭ 237,281
		納付額 (⑬×17/63)	⑮ 0
	既に還付の確定した譲渡割額		⑯ 1,039,830
	差引納付すべき譲渡割額 (⑯-⑭+⑮、100円未満の端数切捨て)		⑰ 802,500
	納付すべき消費税等の合計額 (⑪+⑰)		⑱ 3,776,600

令和元年7月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位:円)

区 分		順号	金 額
消 費 税	課税標準額	①	0
	課税標準額に対する消費税額	②	0
	控除過大調整税額	③	0
	控 除 税 額	控除対象仕入税額 (別表3-10⑯欄の金額)	④ 148,079
		返還等対価に係る税額	⑤ 0
		貸倒れに係る税額	⑥ 0
		控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦ 148,079
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)		⑧ 148,079
	差引税額 (②+③-⑦、100円未満の端数切捨て)		⑨ 0
	既に還付の確定した本税額		⑩ 4,138,464
	差引納付すべき消費税額 (⑩-⑧+⑨、100円未満の端数切捨て)		⑪ 3,990,300
地 方 消 費 税	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	控除不足還付税額 (⑧)	⑫ 148,079
		差引税額 (⑨)	⑬
	譲 渡 割 額	還付額 (⑫×17/63)	⑭ 39,957
		納付額 (⑬×17/63)	⑮
	既に還付の確定した譲渡割額		⑯ 1,116,728
	差引納付すべき譲渡割額 (⑯-⑭+⑮、100円未満の端数切捨て)		⑰ 1,076,700
	納付すべき消費税等の合計額 (⑪+⑰)		⑱ 5,067,000

令和元年8月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位:円)

区 分		順号	金 額
消 費 税	課税標準額	①	0
	課税標準額に対する消費税額	②	0
	控除過大調整税額	③	0
	控 除 税 額	控除対象仕入税額 (別表3-11⑩欄の金額)	④ 1,111,892
		返還等対価に係る税額	⑤ 0
		貸倒れに係る税額	⑥ 0
		控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦ 1,111,892
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)		⑧ 1,111,892
	差引税額 (②+③-⑦、100円未満の端数切捨て)		⑨ 0
	既に還付の確定した本税額		⑩ 5,323,984
	差引納付すべき消費税額 (⑩-⑧+⑨、100円未満の端数切捨て)		⑪ 4,212,000
地 方 消 費 税	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	控除不足還付税額 (⑧)	⑫ 1,111,892
		差引税額 (⑨)	⑬ 0
	譲渡 割額	還付額 (⑫×17/63)	⑭ 300,034
		納付額 (⑬×17/63)	⑮ 0
	既に還付の確定した譲渡割額		⑯ 1,436,630
	差引納付すべき譲渡割額 (⑯-⑭+⑮、100円未満の端数切捨て)		⑰ 1,136,500
	納付すべき消費税等の合計額 (⑪+⑰)		⑱ 5,348,500

令和元年9月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位:円)

区 分		順号	金 額
消 費 税	課税標準額	①	0
	課税標準額に対する消費税額	②	0
	控除過大調整税額	③	0
	控 除 税 額	控除対象仕入税額 (別表3-12⑯欄の金額)	④ 360,827
		返還等対価に係る税額	⑤ 0
		貸倒れに係る税額	⑥ 0
		控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦ 360,827
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	360,827
	差引税額 (②+③-⑦、100円未満の端数切捨て)	⑨	0
	既に還付の確定した本税額	⑩	1,116,878
	差引納付すべき消費税額 (⑩-⑧+⑨、100円未満の端数切捨て)	⑪	756,000
地 方 消 費 税	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	控除不足還付税額 (⑧)	⑫ 360,827
		差引税額 (⑨)	⑬ 0
	譲渡 割額	還付額 (⑫×17/63)	⑭ 97,366
		納付額 (⑬×17/63)	⑮ 0
	既に還付の確定した譲渡割額	⑯	301,379
	差引納付すべき譲渡割額 (⑯-⑭+⑮、100円未満の端数切捨て)	⑰	204,000
	納付すべき消費税等の合計額 (⑪+⑰)		⑱ 960,000

令和元年10月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位:円)

区 分		順号	税率6.3%適用分	税率7.8%適用分	合計
消費税	課税標準額	①	0	0	0
	課税標準額に対する消費税額	②	0	0	0
	控除過大調整税額	③	0	0	0
	控除税額	控除対象仕入税額 (別表 3-13 ⑩欄の金額)	④ 121,989	7,468	129,457
		返還等対価に係る税額	⑤ 0	0	0
		貸倒れに係る税額	⑥ 0	0	0
		控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦ 121,989	7,468	129,457
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)		⑧ 121,989	7,468	129,457
	差引税額 (②+③-⑦、100円未満の端数切捨て)		⑨ 0	0	0
	既に還付の確定した本税額		⑩		1,795,604
	差引納付すべき消費税額 (⑩-⑧+⑨、100円未満の端数切捨て)		⑪		1,666,100
地方消費税	地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額 (⑧)	⑫ 121,989	7,468	129,457
		差引税額 (⑨)	⑬ 0	0	0
	譲渡割額	還付額	⑭ 32,917	2,106	35,023
		納付額	⑮ 0	0	0
	既に還付の確定した譲渡割額		⑯		504,962
	差引納付すべき譲渡割額 (⑯-⑭+⑮、100円未満の端数切捨て)		⑰		469,900
	納付すべき消費税等の合計額 (⑪+⑰)		⑱		2,136,000

注1 「税率6.3%適用分」⑭欄の金額は、同⑫欄の金額に63分の17を乗じて計算したものである。

注2 「税率7.8%適用分」⑭欄の金額は、同⑫欄の金額に78分の22を乗じて計算したものである。

令和元年 1 1 月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位: 円)

区 分		順号	税率6.3%適用分	税率7.8%適用分	合計	
消 費 税	課税標準額		①	0	0	0
	課税標準額に対する消費税額		②	0	0	0
	控除過大調整税額		③	0	0	0
	控 除 税 額	控除対象仕入税額(別表3-14⑩欄の金額)	④	4,455	795,581	800,036
		返還等対価に係る税額	⑤	0	0	0
		貸倒れに係る税額	⑥	0	0	0
		控除税額小計(④+⑤+⑥)	⑦	4,455	795,581	800,036
	控除不足還付税額(⑦-②-③)		⑧	4,455	795,581	800,036
	差引税額(②+③-⑦、100円未満の端数切捨て)		⑨	0	0	0
	既に還付の確定した本税額		⑩			4,128,299
	差引納付すべき消費税額(⑩-⑧+⑨、100円未満の端数切捨て)		⑪			3,328,200
地 方 消 費 税	地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額(⑧)	⑫	4,455	795,581	800,036
		差引税額(⑨)	⑬	0	0	0
	譲渡割額	還付額	⑭	1,202	224,394	225,596
		納付額	⑮	0	0	0
	既に還付の確定した譲渡割額		⑯			1,164,337
	差引納付すべき譲渡割額(⑯-⑭+⑮、100円未満の端数切捨て)		⑰			938,700
	納付すべき消費税等の合計額(⑪+⑰)		⑱			4,266,900

注1 「税率6.3%適用分」⑭欄の金額は、同⑫欄の金額に63分の17を乗じて計算したものである。

注2 「税率7.8%適用分」⑭欄の金額は、同⑫欄の金額に78分の22を乗じて計算したものである。

平成30年10月課税期間に係る課税売上額・控除対象仕入税額等の計算表

(単位:円)

項 目		順号	金 額
	課税売上額(税抜き)	①	0
	免税売上額	②	297,226,170
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②)	③	297,226,170
	課税資産の譲渡等の対価の額(③)	④	297,226,170
	非課税売上額	⑤	0
	資産の譲渡等の対価の額(④+⑤)	⑥	297,226,170
課税売上割合(③/⑥)		⑦	100.00%
	申告による課税仕入に係る支払対価の額	⑧	403,401,129
	課税仕入に係る支払対価の額から減算すべき金額	⑨	390,001,517
	課税仕入に係る支払対価の額(⑧-⑨)	⑩	13,399,612
	課税仕入に係る消費税額(⑩×6.3/108)	⑪	781,644
	課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑪の金額)	⑫	0
	⑪のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑬	781,644
個別対応方式	⑪のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑭	0
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額	⑮	781,644
控除対象仕入税額(⑫または⑮)		⑯	781,644

平成30年11月課税期間に係る課税売上額・控除対象仕入税額等の計算表

(単位:円)

項 目		順号	金 額
	課税売上額(税抜き)	①	0
	免税売上額	②	252,867,109
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②)	③	252,867,109
	課税資産の譲渡等の対価の額(③)	④	252,867,109
	非課税売上額	⑤	0
	資産の譲渡等の対価の額(④+⑤)	⑥	252,867,109
課税売上割合(③/⑥)		⑦	100.00%
	申告による課税仕入れに係る支払対価の額	⑧	391,934,559
	課税仕入れに係る支払対価の額から減算すべき金額	⑨	379,102,576
	課税仕入れに係る支払対価の額(⑧-⑨)	⑩	12,831,983
	課税仕入れに係る消費税額(⑩×6.3/108)	⑪	748,532
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑪の金額)		⑫	0
個別対応方式	⑪のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑬	748,532
	⑪のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑭	0
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額	⑮	748,532
控除対象仕入税額(⑫または⑮)		⑯	748,532

平成30年12月課税期間に係る課税売上額・控除対象仕入税額等の計算表

(単位:円)

項 目		順号	金 額
	課税売上額(税抜き)	①	0
	免税売上額	②	367,269,775
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②)	③	367,269,775
	課税資産の譲渡等の対価の額(③)	④	367,269,775
	非課税売上額	⑤	0
	資産の譲渡等の対価の額(④+⑤)	⑥	367,269,775
課税売上割合(③/⑥)		⑦	100.00%
	申告による課税仕入れに係る支払対価の額	⑧	513,243,846
	課税仕入れに係る支払対価の額から減算すべき金額	⑨	512,817,530
	課税仕入れに係る支払対価の額(⑧-⑨)	⑩	426,316
	課税仕入れに係る消費税額(⑩×6.3/108)	⑪	24,868
	課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑪の金額)	⑫	0
	⑪のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑬	24,868
個別対応方式	⑪のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑭	0
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額	⑮	24,868
控除対象仕入税額(⑫または⑮)		⑯	24,868

平成31年1月課税期間に係る課税売上額・控除対象仕入税額等の計算表

(単位:円)

項 目		順号	金 額
	課税売上額(税抜き)	①	0
	免税売上額	②	130,652,550
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②)	③	130,652,550
	課税資産の譲渡等の対価の額(③)	④	130,652,550
	非課税売上額	⑤	0
	資産の譲渡等の対価の額(④+⑤)	⑥	130,652,550
課税売上割合(③/⑥)		⑦	100.00%
	申告による課税仕入れに係る支払対価の額	⑧	304,722,117
	課税仕入れに係る支払対価の額から減算すべき金額	⑨	304,422,449
	課税仕入れに係る支払対価の額(⑧-⑨)	⑩	299,668
	課税仕入れに係る消費税額(⑩×6.3/108)	⑪	17,480
	課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑪の金額)	⑫	0
	⑪のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑬	17,480
個別対応方式	⑪のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑭	0
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額	⑮	17,480
控除対象仕入税額(⑫または⑮)		⑯	17,480

平成31年2月課税期間に係る課税売上額・控除対象仕入税額等の計算表

(単位:円)

項 目		順号	金 額
	課税売上額(税抜き)	①	0
	免税売上額	②	88,258,129
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②)	③	88,258,129
	課税資産の譲渡等の対価の額(③)	④	88,258,129
	非課税売上額	⑤	29
	資産の譲渡等の対価の額(④+⑤)	⑥	88,258,158
課税売上割合(③/⑥)		⑦	99.99%
	申告による課税仕入れに係る支払対価の額	⑧	206,656,855
	課税仕入れに係る支払対価の額から減算すべき金額	⑨	206,307,000
	課税仕入れに係る支払対価の額(⑧-⑨)	⑩	349,855
	課税仕入れに係る消費税額(⑩×6.3/108)	⑪	20,408
	課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑪の金額)	⑫	0
	⑪のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑬	20,408
個別対応方式	⑪のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑭	0
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額	⑮	20,408
控除対象仕入税額(⑫または⑮)		⑯	20,408

平成31年3月課税期間に係る課税売上額・控除対象仕入税額等の計算表

(単位:円)

項 目		順号	金 額
	課税売上額(税抜き)	①	0
	免税売上額	②	161,291,061
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②)	③	161,291,061
	課税資産の譲渡等の対価の額(③)	④	161,291,061
	非課税売上額	⑤	
	資産の譲渡等の対価の額(④+⑤)	⑥	161,291,061
課税売上割合(③/⑥)		⑦	100.00%
	申告による課税仕入れに係る支払対価の額	⑧	324,764,322
	課税仕入れに係る支払対価の額から減算すべき金額	⑨	317,339,524
	課税仕入れに係る支払対価の額(⑧-⑨)	⑩	7,424,798
	課税仕入れに係る消費税額(⑩×6.3/108)	⑪	433,113
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑪の金額)		⑫	0
個別対応方式	⑪のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑬	433,113
	⑪のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑭	0
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額	⑮	433,113
控除対象仕入税額(⑫または⑮)		⑯	433,113

平成31年4月課税期間に係る課税売上額・控除対象仕入税額等の計算表

(単位:円)

項 目		順号	金 額
	課税売上額(税抜き)	①	0
	免税売上額	②	141,010,546
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②)	③	141,010,546
	課税資産の譲渡等の対価の額(③)	④	141,010,546
	非課税売上額	⑤	
	資産の譲渡等の対価の額(④+⑤)	⑥	141,010,546
課税売上割合(③/⑥)		⑦	100.00%
個別対応方式	申告による課税仕入れに係る支払対価の額	⑧	148,789,157
	課税仕入れに係る支払対価の額から減算すべき金額	⑨	148,426,791
	課税仕入れに係る支払対価の額(⑧-⑨)	⑩	362,366
	課税仕入れに係る消費税額(⑩×6.3/108)	⑪	21,138
	課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑪の金額)	⑫	0
	⑪のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑬	21,138
個別対応方式	⑪のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑭	0
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額	⑮	21,138
控除対象仕入税額(⑫または⑮)		⑯	21,138

令和元年 5 月課税期間に係る課税売上額・控除対象仕入税額等の計算表

(単位:円)

項 目		順号	金 額
	課税売上額(税抜き)	①	0
	免税売上額	②	103,957,221
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②)	③	103,957,221
	課税資産の譲渡等の対価の額(③)	④	103,957,221
	非課税売上額	⑤	
	資産の譲渡等の対価の額(④+⑤)	⑥	103,957,221
課税売上割合(③/⑥)		⑦	100.00%
	申告による課税仕入に係る支払対価の額	⑧	109,828,286
	課税仕入に係る支払対価の額から減算すべき金額	⑨	102,338,814
	課税仕入に係る支払対価の額(⑧-⑨)	⑩	7,489,472
	課税仕入に係る消費税額(⑩×6.3/108)	⑪	436,885
	課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑪の金額)	⑫	0
	個別対応方式		
	⑪のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑬	436,885
	⑪のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑭	0
	個別対応方式により控除する課税仕入等の税額	⑮	436,885
控除対象仕入税額(⑫または⑮)		⑯	436,885

令和元年6月課税期間に係る課税売上額・控除対象仕入税額等の計算表

(単位:円)

項 目		順号	金 額
	課税売上額(税抜き)	①	0
	免税売上額	②	62,092,141
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②)	③	62,092,141
	課税資産の譲渡等の対価の額(③)	④	62,092,141
	非課税売上額	⑤	
	資産の譲渡等の対価の額(④+⑤)	⑥	62,092,141
課税売上割合(③/⑥)		⑦	100.00%
	申告による課税仕入れに係る支払対価の額	⑧	66,059,857
	課税仕入れに係る支払対価の額から減算すべき金額	⑨	50,985,510
	課税仕入れに係る支払対価の額(⑧-⑨)	⑩	15,074,347
	課税仕入れに係る消費税額(⑩×6.3/108)	⑪	879,336
	課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑪の金額)	⑫	0
	⑪のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑬	879,336
個別対応方式	⑪のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑭	0
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額	⑮	879,336
控除対象仕入税額(⑫または⑮)		⑯	879,336

令和元年 7 月課税期間に係る課税売上額・控除対象仕入税額等の計算表

(単位：円)

項 目		順号	金 額
	課税売上額(税抜き)	①	0
	免税売上額	②	64,963,595
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②)	③	64,963,595
	課税資産の譲渡等の対価の額(③)	④	64,963,595
	非課税売上額	⑤	
	資産の譲渡等の対価の額(④+⑤)	⑥	64,963,595
課税売上割合(③/⑥)		⑦	100.00%
	申告による課税仕入れに係る支払対価の額	⑧	70,945,106
	課税仕入れに係る支払対価の額から減算すべき金額	⑨	68,406,608
	課税仕入れに係る支払対価の額(⑧-⑨)	⑩	2,538,498
	課税仕入れに係る消費税額(⑩×6.3/108)	⑪	148,079
	課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑪の金額)	⑫	0
個別対応方式	⑪のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑬	148,079
	⑪のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑭	0
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額	⑮	148,079
控除対象仕入税額(⑫または⑮)		⑯	148,079

令和元年8月課税期間に係る課税売上額・控除対象仕入税額等の計算表

(単位:円)

項 目		順号	金 額
	課税売上額(税抜き)	①	0
	免税売上額	②	84,131,229
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②)	③	84,131,229
	課税資産の譲渡等の対価の額(③)	④	84,131,229
	非課税売上額	⑤	30
	資産の譲渡等の対価の額(④+⑤)	⑥	84,131,259
	課税売上割合(③/⑥)	⑦	99.99%
	申告による課税仕入れに係る支払対価の額	⑧	91,268,312
	課税仕入れに係る支払対価の額から減算すべき金額	⑨	72,207,300
	課税仕入れに係る支払対価の額(⑧-⑨)	⑩	19,061,012
	課税仕入れに係る消費税額(⑩×6.3/108)	⑪	1,111,892
	課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑪の金額)	⑫	0
個別対応方式	⑪のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑬	1,111,892
	⑪のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑭	0
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額	⑮	1,111,892
	控除対象仕入税額(⑫または⑮)	⑯	1,111,892

令和元年9月課税期間に係る課税売上額・控除対象仕入税額等の計算表

(単位:円)

項 目		順号	金 額
	課税売上額(税抜き)	①	0
	免税売上額	②	12,183,232
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②)	③	12,183,232
	課税資産の譲渡等の対価の額(③)	④	12,183,232
	非課税売上額	⑤	
	資産の譲渡等の対価の額(④+⑤)	⑥	12,183,232
	課税売上割合(③/⑥)	⑦	100.00%
	申告による課税仕入れに係る支払対価の額	⑧	19,146,492
	課税仕入れに係る支払対価の額から減算すべき金額	⑨	12,960,880
	課税仕入れに係る支払対価の額(⑧-⑨)	⑩	6,185,612
	課税仕入れに係る消費税額(⑩×6.3/108)	⑪	360,827
	課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑪の金額)	⑫	360,827
	個別対応方式		
個別対応方式	⑪のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑬	0
	⑪のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑭	0
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額	⑮	0
控除対象仕入税額(⑫または⑮)		⑯	360,827

別紙 7-13

令和元年10月課税期間に係る課税売上額・控除対象仕入税額等の計算表

(単位:円)

項 目		順号	税率6.3%適用分	税率7.8%適用分	合計
	課税売上額(税抜き)	①	0	0	0
	免税売上額	②			22,087,133
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②)	③			22,087,133
	課税資産の譲渡等の対価の額(③)	④			22,087,133
	非課税売上額	⑤			0
	資産の譲渡等の対価の額(④+⑤)	⑥			22,087,133
課税売上割合(③/⑥)		⑦			100.00%
	申告による課税仕入れに係る支払対価の額	⑧	2,091,250	23,602,276	25,693,526
	課税仕入れに係る支払対価の額から減算すべき金額	⑨	0	23,496,953	23,496,953
	課税仕入れに係る支払対価の額(⑧-⑨)	⑩	2,091,250	105,323	2,196,573
	課税仕入れに係る消費税額	⑪	121,989	7,468	129,457
	課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑪の金額)	⑫	121,989	7,468	129,457
	個別対応方式				
個別対応方式	⑪のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑬	0	0	0
	⑪のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑭	0	0	0
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額	⑮	0	0	0
控除対象仕入税額(⑫または⑮)		⑯	121,989	7,468	129,457

注1 「税率6.3%適用分」⑪欄の金額は、同⑩欄の金額に108分の6.3を乗じて計算したものである。

注2 「税率7.8%適用分」⑪欄の金額は、同⑩欄の金額に110分の7.8を乗じて計算したものである。

別紙 7-14

令和元年 1 1 月課税期間に係る課税売上額・控除対象仕入税額等の計算表

(単位:円)

項 目		順号	税率6.3%適用分	税率7.8%適用分	合計
	課税売上額(税抜き)	①	0	0	0
	免税売上額	②			57,604,680
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②)	③			57,604,680
	課税資産の譲渡等の対価の額(③)	④			57,604,680
	非課税売上額	⑤			0
	資産の譲渡等の対価の額(④+⑤)	⑥			57,604,680
課税売上割合(③/⑥)		⑦			100.00%
	申告による課税仕入れに係る支払対価の額	⑧	76,373	58,156,776	58,233,149
	課税仕入れに係る支払対価の額から減算すべき金額	⑨	0	46,937,039	46,937,039
	課税仕入れに係る支払対価の額(⑧-⑨)	⑩	76,373	11,219,737	11,296,110
	課税仕入れに係る消費税額	⑪	4,455	795,581	800,036
	課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑪の金額)	⑫	0	0	0
個別 対応 方式	⑪のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑬	4,455	795,581	800,036
	⑪のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑭	0	0	0
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額	⑮	4,455	795,581	800,036
控除対象仕入税額(⑫または⑮)		⑯	4,455	795,581	800,036

注1 「税率6.3%適用分」⑪欄の金額は、同⑩欄の金額に108分の6.3を乗じて計算したものである。
 注2 「税率7.8%適用分」⑪欄の金額は、同⑩欄の金額に110分の7.8を乗じて計算したものである。

本件帳簿書類に係る調査の方法及び結果について

処分行政庁所属の調査担当職員（以下「本件担当職員」という。）は、本件担当職員自身が確認した結果のほか、平成30年12月19日に開始した、処分行政庁が原告に対して行った税務調査及び原告の代表者が令和4年3月16日まで代表取締役を務めていたD株式会社に対して所轄税務署が行った税務調査において確認した結果も踏まえて、本件調査を行った。

1 本件各対象住所地について

（1）本件担当職員は、後記ア及びイの方法により、本件各対象住所地居住者の氏名又は名称の調査を行い、その氏名又は名称と本件各名義人の氏名又は名称が合致するか否かを確認した。

ア 株式会社ゼンリンが提供する住宅地図閲覧システムにより、令和2年以前3年分を検索した。

その結果は、別表「住所地調査結果」「① 住宅地図閲覧」欄のとおりであり、各項目は、以下の結果を示すものである。

－：住所地不存在等のため、検索を行わなかった。

×：検索の結果、本件各名義人の居住等が確認できなかった。

イ 住民基本台帳法11条の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧を行い、本件各対象住所地居住者の氏名又は名称を確認した。

その結果は、別表「住所地調査結果」「② 住民基本台帳」欄のとおりであり、各項目は、以下の結果を示すものである。

－：住所地不存在等のため、閲覧を行わなかった。

×：閲覧の結果、本件各名義人の居住等が確認できなかった。

（2）本件担当職員は、前記（1）アの調査の結果、本件各対象住所地の存在が確認でき、本件各対象住所地居住者が居住等している蓋然性が高い場合、本件各対象住所地に臨場し、以下の調査を行った。

ア 外観調査を実施した。

その結果は、別表「住所地調査結果」「③ 実地の確認（外観調査）」欄のとおりであり、各項目は、以下の結果を示すものである。

－：住所地不存在、商業ビル等のため、外観調査を行わなかった。

×：外観調査の結果、本件各名義人の居住等が確認できなかった。

イ 本件各対象住所地居住者ないし本件各対象住所地周辺の住民に対して、以下の5つの事項（以下「本件各調査事項」という。）を聴取した。

- ・原告、原告の代表者及び本件経理担当者を知っているか否か。
- ・本件各領収証に記載されている本件各名義人の氏名又は名称を知っているか否か。
- ・本件各対象住所地及び本件各対象電話番号を知っているか否か。
- ・原告と過去に日用品等の取引を行ったことがあるか否か。
- ・原告と本件各仕入れに係る取引を行ったか否か。

その結果は、別表「住所地調査結果」「④ 質問調査」欄のとおりであり、各項目は、以下の結果を示すものである。

－：前記アの外観調査の結果、居住等が見込めないことが判明するなどしたため、本件各対

象住所地居住者等に対して質問調査を実施しなかった。

×：質問調査の結果、本件各名義人の居住等が確認できなかった。

○：質問調査の結果、本件各名義人が居住等していることが確認できた。

また、本件各調査事項に対する申述内容は、別表「住所地調査結果」「⑤ ④の際の申述内容」欄のとおりであり、各項目は、以下の結果を示すものである。

－：前記質問調査を実施していないため、申述はない。

(ア)：原告、原告の代表者及び本件経理担当者を全く知らない。

(イ)：原告、原告の代表者又は本件経理担当者を知っているが、原告と日用品等の取引を行ったことはない。

(ウ)：原告と過去に日用品等の取引を行ったことはあるが、本件各仕入れに係る取引は行っていない。

(3) 前記(1)及び(2)の結果は、別表「住所地調査結果」「⑥ ①～④調査結果」欄のとおりであり、各項目は、以下の結果を示すものである。

ア：本件各対象住所地の存在を確認できなかった。

イ：本件各対象住所地に、本件各名義人の居住等を確認できなかった。

2 本件各対象電話番号について

(1) 本件担当職員は、電話通信事業者4社(●●株式会社、株式会社●●、●●株式会社及び●●株式会社)に対し、本件各対象電話番号の契約内容について書面照会を行った上、本件各対象電話番号契約者等の氏名又は名称と本件各名義人の氏名又は名称が合致するか否かを確認した。

その結果は、別表「電話番号調査結果」「⑧ 書面照会」欄のとおりであり、各項目は、以下の結果を示すものである。

－：本件各領収証に記載された電話番号が誤記載であると判断されるなどしたため、書面照会を行わなかった。

×：書面照会の結果、本件各対象電話番号契約者等の氏名又は名称が本件各名義人とは合致しなかった。

(2) 本件担当職員は、前記(1)の調査により判明した本件各対象電話番号契約者等に対し、本件各調査事項を聴取した。

その結果は、別表「電話番号調査結果」「⑨ 質問調査」欄のとおりであり、各項目は、以下の結果を示すものである。

－：本件各対象電話番号契約者等に対して質問調査を実施しなかった。

(ア)：原告、原告の代表者及び本件経理担当者を全く知らない。

(イ)：原告、原告の代表者又は本件経理担当者を知っているが、原告と日用品等の取引を行ったことはない。

(ウ)：原告と過去に日用品等の取引を行ったことはあるが、本件各仕入れに係る取引は行っていない。

(3) なお、別表の一連番号7のHに係る本件各領収証には電話番号が記載されていないが、①一連番号46のJ及び一連番号80のIの本件各領収証に記載された住所地はHに係る本件各領収証に記載された住所地と同一であること、②J及びIの本件各領収証に記載された電話番号は同一であり、その契約者はHであることから、Hに対して質問調査を実施した結果が

記載されている。

別紙 2－1 ～ 2－1 4、別表 省略